

## 平成26年第7回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成26年9月17日（第10日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	川崎一平	10番	秀島和善
2番	前田弘次郎	11番	井崎好信
3番	溝口誠	12番	大串弘昭
4番	大串武次	13番	内野さよ子
5番	吉岡英允	14番	西山清則
6番	片渕彰	15番	岩永英毅
7番	草場祥則	16番	溝上良夫
8番	片渕栄二郎	17番	久原房義
9番	久原久男	18番	白武悟

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	杉原忍
教育長	江口武好	総務課長	百武和義
企画財政課長	片渕克也	住民課長	渕上隆文
保健専門監	門田和昭	保健福祉課長	堤正久
健康づくり専門監	田中幸子	長寿社会課長	片渕敏久
生活環境課長	門田藤信	学校教育課長	本山隆也
主任主導主事	白濱正博	生涯学習課長	小川豊年
代表監査委員	吉村秋馬		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	鶴崎俊昭
議事係長	久原雅紀
議事係書記	片渕英昭

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

13番	内野さよ子	14番	西山清則
-----	-------	-----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第42号 平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について  
(質疑のみ)
- 日程第3 議案第43号 平成25年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 議案第44号 平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第5 議案第48号 平成26年度須古小学校、福富小学校、白石中学校教育用・校務用パソコン等購入契約について (質疑・討論・採決)
- 日程第6 議案第49号 白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について (質疑・討論・採決)
- 日程第7 議案第50号 白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について  
(質疑・討論・採決)
- 日程第8 議案第51号 白石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (質疑・討論・採決)
- 日程第9 議案第52号 白石町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について (質疑・討論・採決)
- 日程第10 議案第54号 平成26年度白石町一般会計補正予算 (第3号)  
(質疑のみ)
- 日程第11 議案第55号 平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) (質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第56号 平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (質疑・討論・採決)

---

## 9時30分 開議

### ○白武 悟議長

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

### 日程第1

### ○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、内野さよ子議員、西山清則議員の両名を指名いたします。

本日の議事進行について申し上げます。

本日は、文教厚生部門の議案を審議いたします。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、平成25年度一般会計歳入歳出決算及び平成26年度一般会計補正予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

## 日程第2

### ○白武 悟議長

日程第2、議案第42号「平成25年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の場合は、決算書の何ページ、決算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページから歳入41ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

決算書の20ページに当たります。6目の教育費国庫補助金の備考の欄を見ていただけますか。1節の教育総務費補助金ですけれども、幼稚園就園奨励費補助金として211万8,000円の計上がありますけれども、この奨励費補助金の算出基準はどのようなになっているのでしょうか。

### ○本山隆也学校教育課長

お尋ねの20ページ、教育総務費補助金の幼稚園奨励補助金の算出根拠であります。幼稚園に通います保護者の経済負担軽減のために、国の就園奨励事業によります補助であります。内容といたしましては、町民税の非課税世帯あるいはまた所得割非課税世帯等で第1子の兄弟さんが幼稚園児の場合、また兄弟さんが小学生の場合によりまして、第1子の場合が19万9,200円からずっと、そのような内容でそれぞれ、かなり内容的には詳しくなりますけれども、おのおのの補助をいただいております。そして、国の補助率としては3分の1に、さらに調整率といたしまして70%の調整額を掛けましたところの補助金をいただきながら、住民の皆様の、保護者の経済的な負担軽減のための補助事業であります。

以上であります。

### ○秀島和善議員

関連してでありますけれども、現在町内には幼稚園はありませんけれども、以前福富のほうに幼稚園がありました。しばらく幼稚園と保育園と共同した保育、幼稚園実践がなされておりましたけれども、この内容は町外の子供たちへの補助というふうに理解をいたしましたけれども、現在、町外のこの補助金に当たる児童数は何名になるのでしょうか。

### ○本山隆也学校教育課長

御質問の町外の幼稚園児童につきましては、後もって御返答ということによろしく

お願いいたします。

**○秀島和善議員**

私は先ほど町内には幼稚園がなくなつたと言いましたけれども、それは福富の保育園、幼稚園の併設の場合を例に挙げておりましたけれども、訂正しておきたいと思えますけれども、有明のほうに幼稚園が1園あることだけ訂正をさせていただきます。

先ほどの件は、後もってわかれば教えていただきたいと思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○西山清則議員**

21ページの民生費県負担金ですけれども、障がい福祉費の負担金がおのおの増とありますけれども、これは障がい児、障がい者、重度とか軽度ありますけれども、大体どれくらいの方がおられるか伺いたいと思えますけど。

**○片渕敏久長寿社会課長**

障がい者の自立支援給付費、総額で3億円とかという大きな金額を支出しているものになりますが、利用されてる方が実数でおおむね200名というところになります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、歳出に入ります。

52ページから55ページまでの地域づくり推進費の中の文教厚生関係及び2款3項、ページ数61ページから63ページの戸籍住民基本台帳費及び3款民生費、ページ数66ページから82ページの衛生費の前まで質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

議長、申しわけありません、最初のところは56ページから結構ですか。56ページも入ってますかね。

**○白武 悟議長**

入ってないです。52ページから55ページまで。

**○秀島和善議員**

52から55ですね。

**○白武 悟議長**

それから61ページから63ページ、それから66ページから82ページ。

## ○秀島和善議員

はい、わかりました。ページ数69ページになります。69ページの2目の障がい者福祉費の13節委託料の障がい者相談支援事業委託料697万6,494円、まずこのことについて説明資料の34ページでお尋ねをいたします。

説明資料に詳しく相談支援事業の決算の状況、また事業概要が計上されておりますけれども、まず1点に、相談支援専門員は以前から2名でしたけれども、現在2.5人になってるといふふうに承知しておりますけれども、その2.5人になった場合の人件費のアップはどのようになってるのかということが第1点です。

第2点です。同じく相談支援事業の事業概要に、平成24年10月より障がい者虐待防止センターの機能を付加というふうに明記してあります。この防止センターの機能を付加することによる相談内容はどのような内容があったのかということをお尋ねしたいと思います。

最後に、相談内容全体の特徴、前年度と比較した中での特徴はどのようなものがあるのかお尋ねをしたいと思います。

次に、まず結構です。そのことからお願いします。

## ○片淵敏久長寿社会課長

相談支援事業の件、総合相談支援センターの委託をしておるわけですが、その分の人件費のアップ分でございますが、この分については臨時的な形での1人という配置じゃなくて2.5人という形に御質問のとおりになっておりますが、この分について、負担分についてはことし、平成26年から0.5人増という形で対応しております、その分については、その人件費分も江北町と私どものほうで負担をするということになっております。平成25年まではお二人という形で支援専門員の方お願いをいたしておるところでございます。

それと、虐待の件、障がい者虐待防止センターの機能を付加と。相談支援の中でも虐待について市町村が対応するというようになっておりますが、障がい者の虐待の相談等についても総合相談支援センターのほうで対応していただくということで、平成24年10月からこのセンターの機能を付加ということにいたしております。障がい者のほうの虐待という形で具体的には出てないわけですが、この機能を付加したことで新たに虐待に対する相談が出てきたとか、そういうことは今のところは現在まではありません。

それと、前年度との特徴ということなんですが、毎年といいますか、相談支援の内容については、訪問によるところの相談とかセンターのほうに来ていただいている相談、電話相談とか、そういうものがございまして、ここの主立った内容については例年とほとんど変わらないような状況だと思います。身体障がい、知的障がい、精神障がいというようなものがございまして、特徴的には精神障がいとか知的障がいに係るところの御相談というのが多いということになっております。

## ○秀島和善議員

ページ数、決算書の70ページの20節の扶助費に当たりますけれども、自立支援給付費として4億3,435万1,360円ということで、このことについてお尋ねをします。説明資料で見ますと32ページに当たります。

説明資料32ページで障がい者自立支援給付費ということで詳しく説明していただいていますけれども、お尋ねしたい点は、訓練等給付費合計のところの就労移行支援190人、就労継続支援A型、就労継続支援B型とありますけれども、同じ就労ですけれども、ハンディがある方たちの悩み、家族の疑問や不安、悩みというのは多数ありますけれども、とりわけ地域や家庭で暮らす中で働きたいという要求はそれぞれ強いものがあります。その上で就労支援が行われておりますけれども、この3種類のそれぞれの就労支援がどのようにすみ分けされてるのかお尋ねをしたいと思います。

それと、ページ数79ページです。ページ数79ページ、13節の委託料に、備考欄に民営化運営費委託料8,991万6,730円ということで、これも説明資料に詳しく掲載されております。説明資料21ページに当たります。21ページの町立保育園公設民営化費ということで9,748万5,000円ですけれども、ここのところでお尋ねしたいのが、保育料の歳入で管外の受託料ということで426万810円というふうにありますけれども、管外の子供、児童数は何名になってるのでしょうか。

続いて、ページ数81ページです。81ページです。5目の次世代対策費に当たりますけれども、7節賃金です。指導員賃金として254万8,506円ということで計上してあります。説明資料22ページです。22ページに学童保育事業として詳しく活動経過が掲載されておりますけれども、ここのところに長期休業時及び土曜日開放は合同開設で実施してるということですが、この実践の実態を説明をお願いしたいと思います。土曜日はどこと合同しながらどこの施設で開園してるのかということと、春休みや夏休み、冬休みの長期休業に当たっての施設の開設状況ですね、お尋ねしたいと思います。

もう一点だけです。同じページ数の81ページで13節委託料、ここに地域子育て支援事業委託料として1,326万9,000円ということで計上してあります。これも説明資料に詳しく掲載されておりました。23ページになります。23ページの地域子育て支援事業ということで、ゆめてらすにおいて地域子育て支援事業を白石町社会福祉協議会の委託事業として実施してるということですが、指導員の給与が1人ということで426万6,297円というものと、指導員賃金4人ということで825万8,013円計上してありますけれども、同じ指導員ですけれども、どういうふうに身分は区別をされてるのかという点をお尋ねしたいと思います。

## ○片淵敏久長寿社会課長

障がい者自立支援給付費の中の訓練等給付費、その就労移行支援、それと就労継続支援のA型、B型について、その働く場、これの3つの支援のすみ分けという御質問でありましたが、この就労移行支援、上のほうについております就労移行支援につきましては、障がいをお持ちの方でも比較的軽い方で一般の企業等への就労、就職といえますか、それを目指す方が就労のために必要な知識とか、そういう技術的なものを学ぶ場と。そういう場を提供するという意味で、一番一般の就労の場に近い方が御

利用になる支援の場ということになります。下のほうの就労支援のA型であります、A型のほうを利用される方というのは、現状では一般就労のほう、一般企業への就職というのは難しい方を対象にいたしておりますけども、A型とB型のほうではB型のほうがより就労が障がいの程度が重くて難しい方、A型のほうが一般就労のほうに近い方、そういう方の訓練をされる場ということになります。

それと、32ページの説明資料のほうで人数のほう、就労移行支援の190名、それとA型の141名、B型の624名ということで書いておりますけども、この分については延べの人数で書いておまして、月々の利用ということになってまいりますので、1年間御本人さん通して利用された場合については12で割った数がより利用者の実数に近いということになりますので、説明をさせていただきます。

### ○堤 正久保健福祉課長

御質問にお答えをいたします。

まず、説明資料のページ21ページでございます。右側、歳入の管外受託料の児童数とはいうことでございます。これにつきましては、有明ふたば保育園が町外からの方を受け入れた人数ということになります。26年3月現在で5名分ということになります。5名が入所をされております。

それから、説明資料のページ22ページ、学童保育の土曜日または長期休業日等の開設状況はということでございます。まず、土曜日につきましては六角小学校の学童保育所で合同で保育を実施しております。これにつきましては、毎年、土曜日についての学童保育の利用の状況等を調査をいたしまして、申し込みを受けて開設場所を決定していくというようなことになっております。現在、土曜日の人数的に六角小学校で十分開設可能ということで実施をいたしてるところでございます。それから、長期休業中でございます。これについても、毎回、夏休み、冬休み、春休みの、それから学年末、学年初めの希望をとりながら開設場所を決定いたしております。本年の夏休みについては、須古小学校が六角小学校と合同でというようなことで、その時々々の申込状況によって開設場所を変えていって合同で実施をしているというような状況でございます。

それから、同じ説明資料のページ23ページでございます。右側の委託費明細の指導員給与と指導員賃金の違いと身分ということでございます。本事業につきましては、白石町社会福祉協議会のほうに委託をして実施をいたしております。上のほうの指導員給与というのは社会福祉協議会の職員ということで御理解していただきたいと思っております。それから、下の指導員賃金については、正規職員ではなくて臨時の保育士を雇用しながらやっただけというところでございます。総職員数について、合わせて5名ということで実施をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

### ○本山隆也学校教育課長

秀島議員の先ほどの御質問に御答弁おくれておりました部分について答弁させていただきます。

幼稚園就園奨励費で町外の園へ通ってらっしゃる方は4名様でございます。  
以上であります。

#### ○白武 悟議長

秀島議員、答弁もうよろしいですか。  
ほかにありませんか。

#### ○大串弘昭議員

ちょっと今、秀島議員と同じところの79ページの民営化運営費委託料8,900万円の件ですけども、随時今保育園民営化になされておりますけども、ここの効果として21ページには安心・安全な保育の実施ということで上がっていますが、もっとほかにはですよ、この結果、財政面とか雇用面とか、ほかにもそういった効果あるいは結果というものがあると思いますが、その点について大まかにメリット、そういったものがあると思いますが、お尋ねをいたします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

公設民営化の効果、メリットということでございます。公設民営化を始める前の町立保育園、公運営の中で、まず第1に正規職員が非常に少ない割合で運営をしていたということでございます。なおかつ、ここに上げております9,700万円程度の運営費の中で運営をしていたというようなことでございます。現在、メリットが金額的には出ていないわけですが、公設民営化の経緯に至ったというのが正職率を上げていこうというのが考え方の中であったわけです。町運営の中で正規職員を雇用すると、9,700万円の運営費ではとてもじゃないんですが運営できないということで、そこがあったわけですが。金額的にはメリットが現在のところ出ておりませんが、長い目で見えていくと、正規雇用を少なくしていくというようなことになると、その効果があらわれてくるのだらうと思っております。まず、金銭面での効果というのはそういうふうになってくるかと思っております。

それと、公設民営化をしたということで事業者さんが新たに正規雇用なされたりとか、ここの保育園については鹿島市の保育園も運営をされているということもでございます。両方の保育園の人事交流とか、よい面を有明ふたば保育園のほうに持っていき、また有明ふたば保育園のよい面を向こうのほうの保育園に持っていかれるというような、交流という面でも非常に効果があるのではないかなというふうに思っております。また、ことしから運営を開始されてる六角保育園のほうでは園児の交流というのも行いたいということで、六角保育園から北方の保育園のほうに園児を送迎をしながら交流をしていくというようなことで、他の園ですね、他市町と言ってもいいかと思っておりますけど、そういう場での園児の交流ができていけるのかなというふうに思っております。

それから、民間委託をしておりますので、施設の使い勝手とかそういうものが、公運営をしていたときも気づいていたんでしょうけども、小さいところをよい方向に、保育がしやすいようにとかですね、改善をなされていっているような状況でございます。そういうのが公設民営化の効果、メリットではないかなというふうに考えている

ところでございます。  
以上でございます。

#### ○吉岡英允議員

2点ほどお伺いします。

ページ数74ページでお願いいたします。74ページの23節の償還金利子及び割引料で  
すか、ここに第三者行為納付金による返還金50万4,640円とありますけども、その  
説明ですね、返還がどうして発生したものか等々説明をお願いしたいと思います。

それともう一点は、今前者聞かれたページなんですけども、79、80ですね、説明資  
料で21ページの件でお伺いします。

説明資料とこっちのとを比較しますと、一番上の委託料の8,900万円という数字は  
あるんですけども、その下の補助金ですね、保育対策事業費延長保育とあるのが説明  
資料では490万円という数字があるんですけども、こっちの調書の中には保育対策事  
業費補助金ということで1,097万円というふうなことで、後の数字が比べた場合合わ  
んとですよ。だけん、ここの説明を再度詳しくお願いいたします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

保育対策事業でございます。決算書のページで80ページでございますが、1,097万  
3,000円と21ページの496万9,000円との差額ということでございます。本事業につい  
ては、公設民営化保育園と私立保育園を対象にしたものでございまして、残りの金額  
については須古保育園に交付したものとというふうに御理解していただきたいと思いま  
す。よろしく申し上げます。

#### ○吉岡英允議員

そうしたところ、説明資料とこれと合わせてもろとかんぎ、ちょっと見にくかです  
もんね。その下のほうの補助金の保育士優遇改善というとも数字の合うとらんとです  
よね。あくまでもこれは79、80ページの説明資料というふうなことでするので、比較し  
て見やすいような説明資料になしてもらいたいものだと思います。

#### ○堤 正久保健福祉課長

一応、会計のシステムの関係上かと思っておりますけども、この説明書とできるか  
今後検討してまいりたいと思っております。（「もう一っちょあったでしょ。最初の  
ほう」と呼ぶ者あり）

#### ○門田和昭保険専門監

支払い金、償還金利子及び割引料の第三者行為納付金による返還金ということの御  
質問だと思います。この分につきましては、支払基金協会に33万6,427円の、これは  
第三者行為による交通事故と思いますけども、それによる返還、それから16万  
8,213円は県に対しまして精算というふうなことでの償還金というふうなことになっ  
ております。

以上です。

**○吉岡英允議員**

先ほどの第三者行為の返還金というのは交通事故と考えてよかとですか。

**○門田和昭保険専門監**

交通事故というふうなことで御理解ください。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○井崎好信議員**

説明資料の23ページ、先ほど秀島議員との関連の地域子育て支援事業、これは白石町の社会福祉協議会への委託事業としてなされております。交流館のゆめてらすにおいて事業がなされております。非常に年々ふえていって、結構な事業だろうというふうに思います。私、お尋ねは、委託費の名目、項目として12項目ございますが、平成22年、25年、またことしの当初予算でも予算額として、ま、決算額1,326万9,000円というふうなことで上げて計上されております。もちろん給与は年々ベースアップもあるし、賃金等も上がっていくわけでございますが、この数字、1,326万9,000円に合わせて計上されてる、これは社会福祉協議会でそういった計上をなされておると思いますが、本当に1,326万9,000円でいいのか、もっと多くはないのかですね。ただ予算に対して、委託料に対して数字を年々合わせて上げていらっしゃるように思われてならないわけでございます。ちょっとその辺が疑問でございます。

それが1点目と、ひよこ組も年々ふえてきてるわけでございますが、町内1時間300円あるいは町外が1時間600円ということで、この利用料の、1年間のですね、25年度の把握ができておったらお答えをいただきたいというふうに思います。

**○堤 正久保健福祉課長**

まず、委託額の1,326万9,000円、毎年同じ金額だということでございます。確かに、経費としましては1,300万円を超えて運営をされているということになります。で、利用料についてそれで補っていただくという運営になっているところでございます。給料が上がるんだらうから上げるというようなことではなくて、こちらの算定した額でやっていただくということに考えているところでございます。

それから、利用料の総額ということでございます。現在、手持ちの資料を持ちませんので、後もって回答をさせていただきたいと思っております。

**○井崎好信議員**

それでは、予算が決まっているから、あと足りない分は利用料で賄ってらっしゃるというふうな理解というふうなことと思いますが、これはそれぞれ負担割合として国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1というふうな負担割合でございますが、も

う少し上げてくださいというふうな、社会福祉協議会の委託料ですね、そういった要望等あってないわけですか。

**○堤 正久保健福祉課長**

社会福祉協議会からの委託料の増額ということでの要望は現在あっておりません。以上でございます。

**○草場祥則議員**

保育園の公設民営化の件ですけど……。

**○白武 悟議長**

何ページでしょうか。ページ数。

**○草場祥則議員**

ページ数ですか。私の質問は公設民営化の将来についての質問で……。

**○白武 悟議長**

何ページに関するものということで。

**○草場祥則議員**

21ページです。ごめんなさい。将来、こういうふうな少子化というので来て民営化になった場合、町内のこういうふうな保育園が1つになろうとか2つ合併しようかというような話が出た場合、町としてはタッチできるわけですかね。それはもう民営化になっておるもので、各保育園の判断で合併するなら合併するという、将来の問題で園児が少なくなって経営がなかなか厳しくなってきたというようなときとか、効率を求めて隣の保育園と合併しようかとか、そういう話が出てきた場合、町としてはどこまでタッチできるものなのか、それは自由にやっぱりできるものですかね。そういうところ考えてあるわけですか。将来の問題としてですね。

**○堤 正久保健福祉課長**

民営化になったからとか、そういうことでの統廃合というのは考えられないのではないかなというふうに思っております。児童数が少なくなっていくということになれば、公運営であろうと民運営であろうと、施設の統廃合というのは必ず出てくるものではないかなというふうに思っております。

ただ、来年度から始まります予定の子ども・子育て支援新制度、これにつきましては保育園、幼稚園が定員20名以上というようなことでの認可になっております。それを下回る事業についても子育て支援事業ということで、家庭的保育等の事業ということでなされることとなっているところでございます。でございますので、少子化で児童数が少なくなってきたとしても、各保育園についてはそれぞれの利用定員の人数の中での給付が受けられるということになりますので、その辺で検討されていくのではな

いかなというふうに思っております。公運営だから、民間運営だから施設の統廃合があるよということではないと。どちらにしても、児童数、それに応じたその保育園の運営状況がそういうふうになってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

#### ○草場祥則議員

統廃合じゃなくて、民営化やけん、なるだけ効率を求めるというふうな場合、人間少なくなって、そして20人なら4人を一緒になしてしたほうがいいじゃないかというような話が出てきた場合には、町はそれはどうするわけですかね。

#### ○片渕克也企画財政課長

公設民営でやっておりますが、5年過ぎますと、引き続きその方法でいくのか、完全民営化になるのか、その時点で検討になると思います。ただ、今の保育所の施設、その時点でまたその施設をどうするのか、有償で買い取ってもらうのか、完全な民営化とするのか、あるいは町の施設を貸し付ける形になるのか、有償か無償か、その辺の問題が出てくると思います。当然、そういったところで、いわゆる運営は民営という形になりますけれども、施設面で町としては十分に物が言える立場というのは継続していくべきじゃないかなというふうに考え持っております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかにありませんか。

#### ○久原房義議員

説明資料の28ページ、敬老の日の記念事業の件でございますが、敬老会がことしで、地域で敬老会を開催していただくということで、かなり出席率も上がってきております。87の団体でそれぞれ敬老者のお祝いをされておりますけれども、つい先日、9月15日、私も2カ所から案内をいただきましてお祝いの言葉を差し上げたわけですが、後、懇親の場でいろいろ皆さんの意見の中で、町長さんは忙しかろうけんが来られんしゃらんやろうばってん、幹部職員さんなりと、誰か一人なりと町からも見えてもよかろうばってんねという話が出てまいりました。そういうことで、予算化をしてそれぞれの地域にお金を、これで敬老会をやってくださいという、その辺は非常にいいことですが、ただ町として心のこもった一つの、町長のメッセージも区長さんが読み上げられますけれども、ただそれじゃどうも心がこもっていないということで、それぞれの地域の近くの職員さんでも結構ですので、町長の代読という感じになりましょうけれども、もう一つその辺を工夫をしていただければもっとすばらしい敬老会になるかなという感じをいたしたところでございますが、その点についての御見解をお願いしたいということと、それから73、74もよかったですかね。

説明資料の26ページですが、ここにいろんな事業が実績として出ておりますけれども、この中で在宅高齢者の住宅改良事業というのが利用状況が1件と。あるいは緊急通報

体制等整備事業、いわゆる独居の方ですね、ひとり暮らしの方の世帯にこういう警備保障会社とつないでおられる方が69人さんということで、せっかくの事業がある中で、まだ予算消化もかなりできておりませんが、これらについてはもっともっと積極的にですね、恐らく緊急通報システムあたりもひとり暮らしの高齢者の世帯というのは相当数、今年々増加しておるんじゃないかならうかと思っておりますけども、まだ実績としては69人さんということでございますから、この辺についてももっともっと積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思います。この2件が非常に利用が少ないということから、これからの取り組みの見解をお願いしたいと思っております。

以上です。

### ○片淵敏久長寿社会課長

説明資料の28ページの敬老の日記念事業について、各地域で敬老の集いといいますか、お祝いの会を開いていただいております。もう二、三年前から町内全域でということで、87の地域において実施をしていただいております。これについては、皆様方御承知のように、以前の町主催の3カ所に分かれて開催しておったときからすると半数以上の方が出席をしていただいております。町の敬老事業を直接地域敬老事業のほうに移すということ、町のほうで参加者が少なかったからということもございしますが、以前も地域のほうでのお祝いをされてるところも多くあったということをお聞きはいたしておりますが、地域の方、皆さん方が地元にいらっしゃる高齢者の方々の長寿をお祝いをしていただくと。そういうことで、地域コミュニティの醸成といいますか、そういうものにも生かしていただくというようなことでの実施でございます。

この敬老の日記念事業については、開催の地区によっては誰か町のほうから来てくれんかというようなお話があつて、日程調整ができるものについては参加をいたしております。ただ、敬老の日を中心に実施をされますので、全部ということになると無理なこともあるかと思いますが、この辺についてはまた町のほうでも相談をしながら対応していくということでお願いをしたいというふうに思っております。

それと、在宅福祉のほうの事業でございます。在宅高齢者の住宅改良事業について利用状況が1件しかございませんが、この分については、介護保険の認定を受けた方については介護保険で住宅改修を利用することができます。事業費の上限が20万円ということになっておりまして、1割の負担で工事等ができますが、住宅の老朽化といいますか、直すところがちょっと多いということになってきますと事業費の20万円じゃ不足する場合がありますが、その場合に在宅福祉事業で上乗せをするものということでございます。対象の経費については、多くは上乗せはできませんが、最高で10万円の上乗せをするという事業でございます。介護保険については1割の負担ですが、この在宅福祉の利用をする場合には個人利用で2割の負担をしていただくという事業で、昨年はお一人の方が利用されております。

それと、緊急通報の体制等整備事業でございます。現在69名ということで、昨年のほうからすると少し数的には減っておりますが、この緊急通報については、ひとり暮らしの方でも元気で生活をされてる方につきましては、月々の利用料300円ござ

いますが、そういう負担とか設置する場合の負担等があります。見守り等が必要な方、それとか体等が不自由な方についてはどんどん御利用していただいていると思っておりますし、そういうことで民生委員さん等にもお願いをしてるところですが、現状で数的には今69人さんが利用していただいているところでございます。この分についても、また利用等、数台余裕もございますので、設置について進めるといいますか、そういう方がいらっしゃいましたら御利用いただければというふうに思っております。

### ○久原房義議員

さっきの敬老会の件ですけれども、87団体で実施をしていただいているからなかなか、これは長寿社会課長1人で行たつくんさいては言いよらんとですよ。1人で行くには大変です。しかしながら、三役と幹部職員合わせればどんくらいですか、はっきりわかりませんが、恐らく30名ぐらいはいらっしゃるんじゃないですか。ですから、もし30名だとすれば、平均すればお一人3カ所程度と。その程度ですから、むしろ来てくんさいという、主催者側から来てくださいということじゃなくて、開催日を教えてください、町のほうから祝辞なりを申し上げますので、ぜひ開催日時、場所等を教えてくださいと、そういうやり方で積極的に敬老者にお祝いを申し上げていくと。そういう姿勢が大事じゃなかろうかなと思います。ただ事務的にお金だけやって、後は適当にやってくださいということではどうかなと思いますので、敬老者の皆さんがやっぱりこの地域をつくっていただいておりますし、大切にですね、敬愛の精神あるいはお年寄りを大切に、そういう精神が町のほうでも必要じゃないかなと思うところがございますので、ぜひ検討の上、そういう形にやっていただきたいと思っております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○西山清則議員

69ページの委託料の分で日中一時支援事業がありますけれども、これは学童保育と同じようなものであるのか、そして利用者は何名なのか。それと、70ページの特別支援学校放課後児童健全育成事業、これの違いをお聞かせ願いたいと思います。

### ○片渕敏久長寿社会課長

障がい者福祉費のほうの日中一時支援事業についてのお尋ねでございます。放課後児童の事業と同じか違うかということになりますと、それとは別の事業ということになります。障がい者の方の日中における活動の場の確保とか、障がいのある方の家族の就労等の支援ということで家族の一時的な休息、家族でお世話できない場合の対応をするということになってまいりますが、現状では、例えば特別支援学校等終わった後、そこで、学校のほうで放課後児童クラブの対応等あるわけですが、その後、あるいは放課後児童クラブ等が利用できないときに家族のほうで迎えにいかんといかんと

か、そういうことになってくるわけですが、そういう場合に移動のほうのサービスとあわせて日中一時の事業を利用して、障がいのある方をそこで、日中一時支援事業の場で見守りをするという形の事業でございまして、町内の事業所のほうでは今現在8名ほど利用されております。

以上です。

#### ○西山清則議員

委託は蓮の実のほうでやっておられると思いますけども、その8名がスペース的に十分なのか、もっと多く入れられるのか、その辺はどうでしょうか。

#### ○片渕敏久長寿社会課長

町内の事業所のほうの蓮の実さんのほうで、この日中一時支援の分についてはもとの新拓保育園を利用してのサービスの提供をしていただいておりますが、事業所のほうと相談して、対応していただく方の職員さん等の状況を見ながら、このくらいの数というところで今お願いをしてるところでございまして。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、暫時休憩をいたします。

ここの82ページの衛生費の前まで質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

10時30分 休憩

10時45分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### ○堤 正久保健福祉課長

井崎議員さんの御質問に答弁を保留していた部分についてお答えをさせていただきます。

説明資料の23ページでございます。地域子育て支援事業の一時預かり事業の利用料金の額はということでございました。利用者1,142名でございまして、利用料が206万8,200円となっております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

第4款衛生費、ページ数82ページから86ページの環境衛生費の前まで、質疑ありませんか。

#### ○前田弘次郎議員

82ページの、説明資料の24ページ、母子健康診査事業費についてお伺いします。

この補助券の14枚とありますけど、なぜ14枚なのかというのが第1点。

次に、ちょっと私が勉強不足か、経験がありませんので、妊娠期間中で14枚で足りるのか、実際予定日より過ぎた場合はどういうふうになるのか、また予定日より早く生まれた場合に14枚以内でなったときはどうなるのかをお伺いします。

### ○田中幸子健康づくり専門監

妊婦健診の健診票の件でございます。妊婦健診につきましては、妊娠の月数によって健診の回数というのが大体決められております。妊娠の中期ぐらい、7カ月ぐらいまでは4週間に1回、1カ月というのを4週間というふうな形で見まして1カ月に1回、それから7カ月、8カ月、9カ月までは2週間に1回、それから10カ月、産み月になりましてからは1週間に1回ということになっております。といたしますのは、子供もどんどん大きくなってきますし、お母さんのほうの体重もどんどんふえてきます。大きくなってくれば大きくなってくほどお母さんの体に及ぼす影響が大きいということで、間隔を短目に健診を行って行くわけです。

健診の際に、最初に行う健診でいろんなお母さんの中に病気、そういうものがないか基本的な検査の分が入っておりますので、14枚が、全く同じものもありますが、検査項目が違うという形にはなっております。で、早く生まれられた方につきましては、もう使わずにそのまま終わりになることもあります。それから、妊娠届が遅くなりますと、その分使われる枚数も少なくなるかと思えます。出産が遅くなることにつきましては、予定日を過ぎましては病院管理のほうになっておりますので、健診票という形では取り扱われないのではないだろうかというふうに思っております。

以上です。

### ○前田弘次郎議員

では、14枚で足りないということはないんですね、現状で。それと、245名ということで実績が書かれてますけど、町内で漏れはないでしょうか。245名以外の方はいらっしゃるということでしょうか。

### ○田中幸子健康づくり専門監

私どものほうでは、母子手帳を交付された方に、町内に在住の方、異動もありますので、異動した場合はその町で再交付というか、再発行していただくような形になっております。届け出をされてない方については、ひょっとしたらそういう方もいらっしゃるかと思えますが、今のところ妊娠届がなくして駆け込みというのはここ数年聞いておりませんので、みんな受けられてるんじゃないだろうかというふうに思っております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

## ○久原房義議員

説明資料の25ページ、よろしいですかね。ここで予防接種の件でございますけれども、子宮頸がんワクチンが80人実施をされた。で、風疹が29人さんということでございますけれども、子宮頸がんについては副作用といたしますか、そういうことで積極的な勧奨は差し控えておるということで、80人ということで少なかつたかなというふうに思いますけれども、副作用がないようなワクチンの開発とか、あるいはこれは副作用を気にすれば、結局子宮頸がんワクチンをとうとう接種をしないで最終的に子宮がんになってしまうということで、非常に微妙なところがあるわけですが、その後状況がどういうふうに変わってきておるのかどうなのか、その辺をお尋ねしたいということと、風疹ですね、これも妊娠を予定あるいは希望されておる方または妊婦の同居者ということで、同居者も接種できるわけですので、29人さんの実績ということは非常に少ないかなというふうに思いますけれども、この辺についても啓発する必要があるはしないかなというふうに思いますけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

## ○田中幸子健康づくり専門監

子宮頸がんにつきましての御質問でございました。子宮頸がんワクチンは、先ほど議員さんが言われましたとおり、昨年6月に重篤な副反応があるということで、積極的には勧めないという形になっております。で、この80名の方につきましては、4月に受診勧奨を行っております。中学1年生に行っております、4月じゃなかったですね、もう少し後だったと思いますが、受診勧奨をした後にこういう報道がなされたもんですから、半分までは行かないんですが、そのくらいの方が1回目のほうを受けていらっしやいました。その分での副反応というのは、町のほうには副反応があったという方は申し出はありませんでした。2回目以降、この報道があった以降、予防接種をどうするかということで、定期の予防接種からは外れてはおりません。十分な説明をしていただいて、それで納得をされた方は受けていただいていいですよというふうになっておりますので、子宮頸がんの予防接種自体は3回行うことになっております。で、2回目、3回目を説明を受けながら受けられた方も数名いらっしやいます。それを3月まで集計した分で80名というふうになっております。

新しいワクチンということなんですが、今のところ新しいワクチンということの話は出ておりませんで、今のワクチンを十分に説明を受けた上で納得された方が受けてくださいという方向になっております。また、積極的勧奨をするということを再開する段階にはまだなっておりません。

それから、風疹の予防接種の件です。昨年、補正を行いましてお願いしたところなんですが、風疹の予防接種につきましては、今までに風疹の予防接種をした方は対象外というふうになっております。それもありまして、私たちが思いました以上に少なく、風疹の予防接種をした方が非常に多かったこともありまして、実績として上がっていない状況です。今年度も引き続き風疹予防接種のほうについては行っておりますので、今度は、ことしについては抗体がない方ということで、本当に自分が風疹にかかる可能性がある妊婦さんを守るための手段という形で行っております。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○内野さよ子議員**

ページ84ページの19節負担金補助及び交付金ですけれども、その中の真ん中下あたりに鍼灸マッサージ補助金というのがあります。白石町は農業の町ということで、体を使うことも多く、これがマッサージの利用の方が大変多いというふうに聞いています。現在の実態をお尋ねをいたします。

**○淵上隆文住民課長**

ページ数84ページの鍼灸マッサージ補助金関係でございますけれども、25年度の実績について申し上げたいと思います。現在の実績でございますが、7,986件でございます。お一人900円の助成をさせていただいております。

以上でございます。

**○内野さよ子議員**

大変利用の方が多いということで、補助金を楽しみにしてらっしゃいますけれども、今回も議会の中にも要望書という形で上がっていました。以前にも検討をしたいということでしたけれども、行政のほうではどういうふうにされていくのかなというのでお尋ねをしています。

**○淵上隆文住民課長**

ただいま要望書の件で御質問でございます。保険係といたしましては、県内の状況を今つぶさにアンケート調査をさせていただいておりますので、その結果に基づきまして今後対応させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○溝口 誠議員**

84ページの負担金補助及び交付金の中の南部地区夜間小児救急医療体制整備事業負担金とあります。町内に小児科はありますか、そして負担金というのはどういう名目でしょうか、御説明をお願いします。

**○田中幸子健康づくり専門監**

南部地域の小児救急医療体制の分なんですけど、夜間の分とか救急の場合で病院をどこか確保するという意味で行っております。武雄の医師会にあります救急医療センタ

一と鹿島の医師会のこどもセンターの分と、あと鹿島の市内の先生たちで順番に回っていただいて、平日それから休日、夜間の小児の救急に対応していただいているという状況です。武雄杵島地区医師会と藤津鹿島地区医師会のほうにお願いして行っております。その分の負担金ですが、負担金という形では武雄杵島地区だけが負担金という形で行っておりまして、鹿島藤津地区については委託料という形で救急体制の事業を行ってるところです。

#### ○溝口 誠議員

町内に小児科ということで対応するのはないんですかね、今。

#### ○田中幸子健康づくり専門監

この事業の中では、武雄杵島地区医師会と鹿島藤津地区医師会という形にお願いしております。町内の中の小児科の先生もいらっしゃいます。で、かかりつけの先生でそちらで見ていただくという方もあるかと思いますが、この事業で公的にどなたでも受けられますよという公表しているのがこういう形で行ってるところです。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

説明資料でお尋ねをいたします。3点お尋ねをします。

説明資料の17ページと18ページと24ページにわたりますけども、最初に説明資料の17ページ、17ページに子供の医療費事業ということで4,271万1,000円ということでの決算額が出ておりますけども、出生から就学前までの子供を対象にしている医療費ですので、県もこのことについては認定しておりますので、就学前までは現物給付の助成が行われております。まず、ここの箇所でお尋ねしたいのが、高額医療費に該当した場合については高額療養費該当者の代理申請を行うという文言があります。ここは、子供の保護者が代理申請を行うという理解でいいのでしょうか。これがまず1点です。

同じく事業実績で、一部負担金として償還払いがあります。この償還払いについては、県外の医療機関で受診した場合の医療費については償還払いとするというふうに説明がありますけれども、県外の医療機関を受診するという場合はどういう場合にこれに該当してるのか、実態を説明をいただきたい。これが17ページです。

続いて、18ページです。小学生、中学生医療費事業の説明資料ですけれども、1,920万2,000円ということでの決算額ですけれども、ここについては償還払いとするというふうに書いてあります。償還払いがまだされているところです。県がまだ実施していませんので、この事業は償還払いですけれども、この償還払いで現在本町として実態としてどのくらいの方が、何割というので結構ですけども、以前は、去年、一昨年ぐらいでしょうか、償還払いが6割ぐらいにまだ至ってるという説明もありました

けれども、この決算では何割程度が償還払いとなってるのかお尋ねしたいと思います。

続いて、24ページの母子健康診査事業費1,632万円の決算額ですけれども、この事業実績という欄に扶助費として11万1,220円ということで、妊婦健診扶助費償還払いとありますけれども、ここは現物給付にならないのは何ゆえなのでしょう。

以上、お尋ねいたします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

説明資料のページ17ページでございます。事業概要の欄の米印の2つ目のほうでございます。高額療養費の代理申請ということでございます。これは、保護者の委任を受けて町が代理申請を行っているということになります。

それと、県外の医療機関で受診した場合の医療費については償還払いというふうになっているということになっております。一応、県外で佐賀県が委託契約をしている分については現物給付となりますけれども、それ以外の医療機関での受診については償還払いということになります。

18ページの小学生、中学生医療費事業の償還払いとしているということでございまして、その中の助成金額はその何割に当たるのかという内容の御質問かなというふうに思います。医療については総額をうちのほうでも把握できておりません。できません。それで、何割というきちとした数字は言えないかと思っておりますけれども、2年ほど前から啓発事業等を行っております、それに対する医療費助成額も伸びているというようなこともございまして、若干ずつ啓発活動ができてるのかなというふうに思っております。数年前に6割程度というような話をしたということでございますが、それを少し上回ってきたのではないかなというふうに思っております。今後も啓発活動を行っていきたいというふうに思っております。

それから、24ページの妊婦健康扶助費の償還払いということになっておりますが、主な原因といたしましては、これは里帰りの出産でございます。白石町の方が他県のほうに里帰りをされて出産をされる場合、その医療機関との契約行為がないので、白石町の受診票の交付ができないということになります。県外のほうの里帰り出産の中でも長崎県と福岡県ですね、これについては白石町が交付する受診券を使用できると。それ以外のところについては償還払いの対象になるということになります。領収証を添付していただいて、申請をして交付するというようになります。

以上でございます。

#### ○秀島和善議員

関連してですけれども、説明資料の17ページ、担当課長からの説明で、米印の県外の医療機関で受診した場合の医療については償還払いとするということで、佐賀県が委託しているところはそれに該当しないということですが、その委託している医療機関はどういうふうに、幾つの医療機関が佐賀県と委託をしているのか、もしわかれば説明をお願いします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

例規集の2万4,600ページでございますけども、白石町子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の中で、第2条のほうで県外保険医療機関ということで明示をさせていただいております。具体的に名称を申し上げますと、久留米大学病院、医療法人雪の聖母会、聖マリア病院でございます、それから福岡市立こども病院・感染症センター、佐世保市立総合病院、国家公務員共済組合連合会佐世保共済病院、5医療機関が現物給付の対象となっているところでございます。

以上でございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数86ページの環境衛生費から89ページのし尿処理費まで、質疑ありませんか。

### ○久原房義議員

88ページ、塵芥処理費の中のタマネギ残渣処理適正処理にかかわる事業化可能性調査業務委託料ということで362万円でございますけども、事業化ができないかということでの調査を委託されたわけですけども、事業化が可能なのかどうなのか、それと関係機関との調整なり今後の方向性、調査を委託を実施しておりますけども、その後の取り組みがどうなのかということをお尋ねしたいと思えます。

### ○門田藤信生活環境課長

決算書の88ページ、13の委託料、タマネギ残渣処理適正処理に係る事業化可能性調査業務委託料362万2,500円の件でございます。まず、この事業の内容といたしましては、というか今後の方針といたしましては、事業実施に向けた今後の取り組みについては処理方式と事業方式の方針を固めていくことが前提となってくるかと思っております。

昨年の10月の臨時議会の折に、処理方針の決定に当たっては行政職員だけではなく、生産者やJAなど関係事業者とも十分連携をとりながら検討することというふうな御提言をいただいております。それをもって、関係団体の代表者10名から成る野菜残渣適正処理対策協議会を組織しております。組織といたしましては、議会代表の方2名、集出荷業者の方2名、それからJA代表の方が1名、生産農家代表の方が3名、それから町の職員が産業課それから生活環境課のほうから1名ずつということで、一応10名組織をいたしております。この協議会の所掌事務といたしましては、野菜残渣の適正処理に関する基本方針の検討あるいは野菜残渣の適正処理に係る調査研究、それと野菜残渣の適正処理の啓発等に関することを協議していくこととしております。

今後の方向性といいますか、今後の取り組み、そういったことになるかと思えますけども、この協議会を検討の母体といたしまして、事業化可能性調査の結果を踏まえて処理手数料の検討、それから事業スキームの具体化、リスクの分担の明確化など、いろいろと議論、協議を重ねていただくこととなるかと思っております。予定と

いたしましては、年内に協議会からの見解等をまとめた提言書を提出いただきまして、改めて町の方針、また議会の皆さん、それから関係者の方へ説明をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○内野さよ子議員

ページ87ページですけれども、環境衛生費の委託料というところで河川水質調査委託料というところがあります。これについては、毎年行われている事業ですけれども、白石町についても浄化槽の整備や農業集落排水、特別管渠排水事業等が進んでいるわけですが、もちろんこういう事業が行われているのでこういう水質検査についてもよくなっているだろうとは思いますが、10年間過去を見て分析等もされていると思うので、その点についてお伺いをします。

#### ○門田藤信生活環境課長

決算書のページ87ページ、13委託料、その中の河川水質調査委託料として113万4,000円を計上させていただいております。河川水質検査につきましては、25年度につきましては白石町全域を網羅して約46カ所行っております。委託期間につきましては昨年8月26日からことしの3月7日までということで、主な業務内容といたしましては水質採取の作業、それからこれは採取箇所を先ほど言いました46カ所として年2回、9月と2回行っております。あと、分析、測定ということで、これはまず生活環境項目としての区分ですけれども、pH、それからBOD、それからSS、それからDO、それから大腸菌群数、それから一般項目といたしましてTN、TP、それから塩素物イオン、こういった項目について行っております。

水質検査の調査の結果ですけれども、ほとんどは適合となっておりますけれども、不適合の箇所を申しますと、25年9月検査分につきましてはpHが不適合が3カ所、それからBODが4カ所、それからSSが5カ所、それからことしの2月に検査いたしました分についてはpHが不適合が1カ所、BODが5カ所、それからSSが1カ所というふうになっております。

結果の概要につきましては、調査の結果を環境基準と比較いたしますと、基準項目であるpH、BOD、SS、DOが2回とも基準全てに適合したのは46点中31点ということでございました。また、水質汚濁の指標となります全窒素においては、2回目の調査で高い値が多く見られました。基準項目で不適合が見られたのは、1回目の調査ではpHが3地点、BODが4地点、SSが5地点、2回目の調査ではpHが1地点、BODが5地点、SSが1地点ということになっております。あと、pH、BOD、SSの基準値の超過の主な原因といたしましては、水質の富栄養化の進行がうかがえるんじゃないかと思っております。一般的に、夏場は冬場と比較して水量が多く流れて、また雨量等によりまして河川水の滞留が起こりにくいということになってお

ります。また、冬場は水量が低下して河川水が滞留しやすいことから、排水等の影響や藻類、植物プランクトン等の繁殖を受けやすく、水質の変動が大きいと思われま  
以上でございます。

### ○内野さよ子議員

pHとかBOD、SSですね、こういう箇所については数カ所ですので、大体同じ地点とか、そういうふうなことが考えられるかなと自分で思いました。そういったときに、例えばその地区についてはこういうのを重点的にせんばいかんよねと、この辺には住民の方にもお知らせせんといかんよねというふうな報告とか、あるいは、例えば浄化槽の整備事業の合併浄化槽の、そういうふうなものの推進とか、そういうふうなのは関連性を持ってしないといけないのかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

### ○門田藤信生活環境課長

まず、こういった河川水質等の検査の住民啓発、それから合併浄化槽あるいは公共下水あるいは農集等の集合処理等との連携というふうなお尋ねだと思います。まず、住民啓発関係につきましては、ことしも昨年の25年度の水質の検査結果報告等について広報等で掲載をして周知を図っているところです。あと、下水道課のほうとそういった浄化槽あるいは公共下水道、農集関係の集合処理等の連携ということでも、公共下水道につきましては、特に秀津地区あるいは有明地域の戸ケ里、廻里津地区につきましてもかなり密集地ということもあって水質の汚濁の懸念がなされているところですが、今後さらに連携を図って接続率の向上、そういったところに努めていきたいというふうに考えているところです。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次に10款教育費、ページ数124ページから129ページの小学校費の前まで、質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

決算書の127ページの3目の教育振興費に当たりますが、7節賃金です。適応指導教室指導員賃金372万200円ということで計上してあります。説明資料が72ページになります。説明資料でお尋ねいたします。

72ページのところですけれども、交流館の2階に適応指導教室コンフォートスペース「あい」を開設し、指導員を配置し、指導を行っているということで、非常に大切な活動ですけれども、現在この「あい」には何名の指導員がいらっしゃるのかということと、日々努力されてるわけですが、実績として何名の子供たちが学校へ通うようになった、また週に2回は行くようになったとか、そういう実践の中での効果が生まれてると思いますけれども、その活動の内容を紹介してください。

**○白濱正博主任指導主事**

失礼いたします。今、お尋ねになったコンフォート「あい」、適応教室の件でございますが、まず職員のほうが常設で1名おります。もう一つ、臨時のほうで2名、通常、1日当たり2人体制ということで子供たちの対応をしております。現在何名子供たちが通級しているかということですが、今年度は5名、昨年度は7名おりました。どのような実態かと申されてますが、まずコンフォート「あい」の取り組みとして週1回は学校のほうに出向こうということで、水曜日を学校チャレンジの日と設定しております。ということで、水曜日は学校のほうに出向くように学校と連携を図りながら取り組んでるところです。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○吉岡英允議員**

ページ数128ページお願いいたします。128ページの備考欄の上から2番目、農業体験用農地等借上料というふうなことで10万円予算執行されておりますけども、この内容といたしますか、多分1カ所なのか数カ所なのか、また面積的にどれぐらいの面積を農業体験用として借り上げしてあるのか、説明をお願いいたします。

**○本山隆也学校教育課長**

ただいまの御質問でございますけれども、10万円の内訳といたしまして、単価500円の100平米の2校、須古小学校、白石小学校のレンコン体験事業分の田の借り上げ分でございます。

以上であります。

**○吉岡英允議員**

500平米の2校ということですか。ということは合わせて1反ということですかね。

**○本山隆也学校教育課長**

100平米、単価500円ということで2校分でございます。

**○吉岡英允議員**

そうしたところ、今、農地の借り上げするとき、多分反1万8,000円ですかね、表作で。それと比較した場合、かなりの差額があるんじゃないかなと思われるんですけども、そこら辺、500円という根拠は何から来たのでしょうか。

**○本山隆也学校教育課長**

算出根拠については十分な回答はできませんけれども、100平米につきまして、地

元の方の厚意に甘んじている部分もあるかも知れませんが、一応了解のもと、このような金額をもちまして1カ所5万円の2カ所ということで、大変申しわけないんですけども、その中で貴重な農業体験をさせていただいているというところでございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

決算書の129ページで1目の学校管理費に該当しますけれども、7節賃金のところを見ていただけますか。この備考欄に学校教育支援員賃金ということで3つ、学校教育支援員賃金、学校教育支援員賃金ということでありますけれども、説明資料で見ますと73ページに当たります。説明資料の学校教育支援員配置事業ということで、別室での登校及び不登校生徒への対応の補助ということや、障がいなどにより個別対応が必要な登校児童・生徒への対応と、授業や補充学習の指導補助ということでありますけれども、現在全国的にもまだ不登校の子供たちがふえている状況ですけれども、この事業において子供の児童数は何名になっているのかということと、賃金のところ見ていただきますと、小学校が53人で3,024万3,000円です。中学校が14人で1,048万4,000円ということで、1人当たりになりましたら小学校が57万623円でした。中学校が74万8,858円でしたけれども、この違いはどういうふうに理解すればいいのでしょうか。

以上、2点お尋ねしたいと思います。

**○本山隆也学校教育課長**

質問の129ページ、賃金の学校支援員……。

**○白武 悟議長**

申し上げます。129ページは次の項目でお願いしたいと。よろしいですか。129ページの小学校の前まで質疑をお願いします。

129ページの小学校の前まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、ページ数129ページの小学校費から137ページの社会教育費まで、今、秀島議員の質問に答弁をお願いします。

**○秀島和善議員**

先ほど申しましたことにもう一点だけ補足しておきます。ページ数129ページ、この3つを足して3,024万3,000円になります。それが説明資料見ますと4,072万7,000円ということで、ここはどういうふうに理解すればいいのかのことも含めて説明をお願いいたします。

### ○本山隆也学校教育課長

御質問の学校教育支援員の賃金でございます。大変、各学校分、小学校分を8校分を集約したところの中身になっておりまして、ちょっと説明不足になっております。

まず、上から申しますと、860万6,000円分につきましては学校ごとに、申しわけございません、分けさせていただいております。内容は、先ほど秀島議員申された別室登校や不登校対応あるいは体の御不自由な子供への対応、それから学習補助対応等がございますけれども、上の860万6,000円については白石小学校と北明小学校の分の全てのスクールアシスタント、支援員さんの分でございます。それから、飛びまして中段ちょっと下の1,764万2,000円につきましては、須古、六角、福富及び有明東と有明南小学校の分でございます。その下の部分につきましては、有明西小学校399万5,000円の分でございます。また、その額に、申しわけございません、上から賃金の2段目の事務補助賃金というところも支援員として対応しておりますので、137万2,500円をこれに加えていただければと思っております。

大変中身がわかりにくいですが、以上であります。

### ○白武 悟議長

もう一点。

### ○本山隆也学校教育課長

つけ加えまして、小学校と中学校の差でございますけれども、中学校の部分の1,048万4,000円の部分につきましては、中学校の学校支援の、この後に出てまいります5目の欄の賃金の欄で計上させていただいております。そのときにまた説明いたします。

### ○秀島和善議員

もう一点だけ、ページ数73ページでお尋ねします。

小学校、中学校、それぞれ分かれてるという説明もわかりました、そこは承知しましたので。小学校53人分と中学校14人分ということで、ここは先ほど申しましたように、繰り返しませんけれども、1人当たりになりますと小学校と中学校の違いが出てまいります。その違いはどこから生まれてくるものなのでしょうか。

### ○本山隆也学校教育課長

73ページにお示ししております小学校53人、中学14人という支援員のサポートの数でございます。また、この中身につきましては、支援が必要な児童・生徒がそれぞれの小学校と中学校にさまざまな、先ほど秀島議員おっしゃった不登校対応あるいは体の不自由な子供たちへの対応、それからまた学習補助の対応ということで、学校の状況、それから内容につきまして違ってまいりますので、その部分が支援員をそこに数多く充てられたり、例えば体の不自由な方がいますとどうしてもお一人につき1人必要な場合もございますので、その部分について手厚い部分と少しそれだけでなくもいい部分がございます、その部分の差異というふうに御理解いただければと思っております。

す。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○片渕栄二郎議員**

報告書の73ページで秀島議員の関連でございますけれども、事業効果の中で、児童・生徒のそれぞれの状況に応じた適正な支援を行うことにより児童・生徒へのきめ細やかな指導支援が図られたという事業効果が出ておりますけれども、これ生徒さんに対しての1日の授業時間はどのくらいに設定をされておるのか。

**○白濱正博主任指導主事**

失礼いたします。御質問の件でございますが、支援員がその子に応じた支援ということになりますので、中には特別支援学級の子供さんで日常生活の中で介助的なことが必要な子供さんもいらっしゃいます。そういう子供さんについては登校から下校までというふうについてる場合もございます。もう一つ、通常の学級の中で学習面でちょっと落ちつきがないとか、どうしても個別について対応してあげたほうが適切である子供さんがいたりしますので、そのときには算数の時間だけつくとか国語の時間だけつくとかというのもございます。または、教育相談室を設けていて、相談に行きたい子供がいたらそのときに来なさいというように、学校の実情に応じて違いますので、1日当たり一人一人についてどういうふうについてるかということまでここで詳細に回答することはできないんですが、この程度で失礼いたします。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、ページ数137ページの社会教育費から145ページの保健体育費の前まで質疑ありませんか。

ページ数137ページの社会教育費から145ページの保健体育費の前まで。

**○内野さよ子議員**

ページ136ページの教育振興費の中の備品購入費ですけれども、福富中のパソコン購入費となっています。

**○白武 悟議長**

136ページですか。

**○内野さよ子議員**

失礼しました。136ページ、過ぎてました。

○白武 悟議長

137ページから。質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点お尋ねをします。

決算書137ページの20節の扶助費に当たります。要保護、準要保護就学奨励費として……。

○白武 悟議長

秀島議員、対象外、それ。

○秀島和善議員

対象外。

○白武 悟議長

137ページの社会教育費から。

○秀島和善議員

本当ですね。失礼しました。

○白武 悟議長

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、次にページ数145ページの保健体育費から150ページの学校給食費まで、質疑ありませんか。

○岩永英毅議員

146ページの委託料で町民体育大会委託料276万2,000円、生涯課長にお伺いしますけれども、来られたばかりで去年の実績はわからないかと思いますが、去年ぐらいから有明地域では一遍に1カ所で地域全体の運動会ということになっておりますが、分館によっては非常に選手選びが困難だというような地域もあるようでございます。白石地域においては校区ごとに小学校を巻き込んだ運動会がされて非常に盛り上がっているということが、有明地域でも分館長さんの間で話があっているようです。その辺について、来たばかりで大変でしょうけれども、何か所感があれば、方向性でも検討されたことがあるのか、そういうのをお聞かせいただきたいと思っております。

○小川豊年生涯学習課長

町民体育大会の委託料についての質問でございます。この分につきましては、昨年6会場、議員おっしゃるように、旧白石町では4小学校区、それと福富地域、また有明地域の6会場分の委託料をここに上げております。町民運動会につきましては実行

委員会方式ということで、実行委員をその地域で組織してもらって、そこで委託料を出して、実行委員さんの方で実施していただくというような形にいたしております。旧白石地域では小学校区単位で行っておりますけれども、地区が余りにも小さ過ぎて、人間が少なくて出場選手を出すのにとっても苦勞してるといような、そういう状況のところも旧白石町の中ではあります。今、有明地域のほうでは、少ないところは幾つかの分館が1つになって出ておられるということで、その点が盛り上がり欠けるといような御指摘でございますけれども、いろいろですね、旧白石でやっておりますところのメリット、デメリットもありますので、その辺は、有明をまた小学校区に分けてするといようなことについては実行委員会の中で十分に検討をしていただきたいというふうに思っております。

### ○岩永英毅議員

この運動会は地域住民の交流の場、コミュニケーションの場ということでしょうけれども、先般敬老会に出ましたところ、手伝いの人たちの若奥さんとか、2世といひますか、2代目さんたちが、お年寄りからすると知らないといひ方が多数あるんですよ。で、若い方も今度は年寄りさんを知らない。同じ地域で、今核家族化といひますか、そういう時代になっておりますので、地域の交流、コミュニケーションの場あるいは楽しむ場といひようなところをつくるには、やはり校区単位かなと。で、部落対抗あたりにできないかなといひような面もあって今のような発言になったわけですが、そこら辺も実行委員会等に一回は打たせてみてほしいなといひうふうに思ひます。いかがでしょう。

### ○小川豊年生涯学習課長

生涯学習課としましては、町民運動会のほかにもいろいろな行事、スポーツ行事を行っております。3地域の公民館でそれぞれ工夫して行事を行っております。それも、議員おっしゃるように地域のコミュニケーション、世代間の交流とか、そういったものも目的の一つにしていろいろな事業を行っております。ただいまの町民運動会の意見につきまして、有明の実行委員会のほうにも町のほうからこいう話があったよといひうようなことはお伝えしたいと思っております。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○吉岡英允議員

2点お伺ひします。

ページ数147ページの14節の使用料及び賃借料で機械借上料10万円といひうなことで計上されておりますけれども、これは何をどの期間お借りして機械借上料を計上されてあるものかといひうとが一点と、次のページの148ページに、備考欄ですけれども、上のほうです、総合運動場ベンチ購入費といひうなことで99万6,048円計上されております。確かに、これ現地を見てみますとベンチがついてるかと思ひますけれども、

具体的に何基据えられてこの金額になったかというふうなことで、今やはり熱中症が問題ですので、屋根つきのベンチにされんやったものかと私は思ったりするわけなんですけども、その辺も検討されたか、2点お伺いします。

#### ○小川豊年生涯学習課長

まず、147ページの機械借上料10万円の件でございます。これは、有明地域のふれあいグラウンドというところがありますけれども、そのグラウンドの整備用の機械を借り上げたということでございます。

それと、148ページの総合運動場ベンチ購入費でございますけれども、これはベンチ24脚といいますか、24個分の価格でございます。総合運動場については日よけになるものがないというようなことで以前から言われておりますけれども、ベンチに直接日よけをつけるというのは、その段階で、ベンチ購入の段階では検討はしておりません。

#### ○吉岡英允議員

1点目の質問に戻ります。機械借上料10万円というふうなことでありますけれども、これは毎年この額計上されるんですか。もし草刈り機の借用料だったら、毎年借上料を計上されるようだったら購入したほうがいいんじゃないかなと私は思ったりするんですけども、この機械がもともとどれくらいする機械なのか私はわからんで今物を申してるんですけども、その辺も今後検討していただきたいと思えます。

#### ○小川豊年生涯学習課長

グラウンド整地用の機械ということは把握しておりますけれども、それがグレーダーとかそういったものなのか、中身については今把握しておりませんので、後もってお知らせしたいと思えます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○溝口 誠議員

150ページの学校給食費、学校給食食材費ですね、これが1億448万4,408円、大きな金額でありますけれども、この食材費を町内で調達してる分がこの中にどのくらいありますでしょうか。

#### ○本山隆也学校教育課長

食材費の内訳と申しますか、町内と町外への発注部分でございます。町内にも多くの学校へ、子供たちへの納入していただく業者の方にお世話になっております。それで、生鮮の食材につきましては町内それぞれの地域にも業者さんございますので、そこから納入という形でさせていただいております。ただ、乳製品及び加工品につきましては町外の方からの搬入もございまして、中身の数字につきましては後ほど

もって返答させていただきたいと思います。今、手元に資料持ち合わせてございません。申しわけありません。

**○溝口 誠議員**

この食材費はそんなに毎年変わらないと思いますので、できれば町内のほうから購入をしていただくように比率を高めていただければと思います。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○草場祥則議員**

予算書の146ページ、全国大会出場助成金とありますけど、これの実績といますか、何団体で何人、個人がですね、というふうなところで説明をお願いします。それと、これは全国大会で、九州大会とかなんとかは出されない、助成金というのは出しておられないのかですね。

それと、これは町長にお伺いしますが、こういうふうな全国大会とかに出場されましたら、やっばし町民の元気と活力というものを与えると思いますので、もう少しPRといますか、こうした方が出られたというようなことで、まだ後に続く若者の元気のもとにもなると思いますので、そういうふうなPRといますか、そういうものを考えてもらいたいと思いますけど、2点お願いします。

**○小川豊年生涯学習課長**

決算書の146ページの19節の中で全国大会出場助成金20万円というものがございます。これにつきましては、白石高校の女子駅伝が全国大会に出場したときの助成金でございます。これとは別に、要綱がございまして、個人とかチームで九州大会、全国大会などに参加される場合は別の要綱で助成を行うということになっております。

**○田島健一町長**

今の質問でございますけども、全国大会等に出場された方を町内の人にもPRすべきじゃないかということでございます。今、町報においても、いろんな賞を受賞された方あたりも町報でお知らせをしてるところでございまして、もちろんスポーツにおいて全国大会、九州大会等々出場された方もぜひとも町報には掲載したいなというふうに思います。また、ケーブルテレビ等々でもいいわけですが、随行するという機会がないものですから、これについては行かれた選手の方が写真を提供していただければ、写真での提供というのもケーブルテレビでもできるんじゃないかなというふうに思います。そういうことで、検討してまいりたいというふうに思います。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

### ○小川豊年生涯学習課長

先ほど、吉岡議員さんの分でお答えを保留しておりました機械借上料でございますけれども、これについてはグラウンドの均平用のグレーダーを、舗装用のグレーダーを借り上げたということでございます。

以上です。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○秀島和善議員

1点だけお尋ねします。

ページ数、決算書の146ページです。13節の委託料に当たります。備考欄にロードレース大会委託料として386万3,285円ということで決算が示してありますけれども、説明資料のほうでお尋ねします。81ページになります。歌垣の郷ロードレース大会ということで、平成25年度が第19回で2,746名もの町内外の多くの参加者でにぎわいました。ここで担当課長にお尋ねしたいのは、過去に事故またけが、容体が悪くなったということで救急搬送などされた方があるのかどうかということと、AEDが庁舎内には配置されてありますけれども、このロードレース大会のときにAEDをどのように活用されてるのかお尋ねしたいと思います。

### ○小川豊年生涯学習課長

過去の大会において救急搬送された方がいらっしゃるかどうかということですが、その分については今手持ち資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

それと、AEDにつきましては、現在、役場の庁舎のほうにもあります。また、総合センターのほうにもあります。また、今回生涯学習課のほうで購入といいますか、リースで取得をしておりますので、そういったものを活用していきたいと思っております。

### ○秀島和善議員

町もテレビのニュースなどでごらんになったかわかりませんが、5キロとか10キロなどのレースのときには相当参加者も力が入ります。日ごろ鍛錬を積んで練習を励みながらレースに参加をされてると思いますけれども、庁舎内や総合センターにAEDが置いてあるのは承知してはるんですけども、このAEDは、救急搬送するときに6分、7分、救急車が来るまでかかると、その間に心臓マッサージをAEDで行うことが効果があるということが言われてます。ですので、私は今後、第20回からの使い方として、AEDをレース中に一緒に持って伴走するわけですね。その車なりに常に常時AEDを乗せておくと。もし万が一、5キロや10キロのレースのときにそういう方が出たときに、わざわざ倒れてから総合庁舎に、また役場に、総合セン

ターにとりに行くというのでは間に合いませんので、レースを行うその時点で一緒に職員がAEDを持参するというをなされたらどうかということを提案だけしたいと思います。今後検討してください。

以上です。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようでございますので、決算認定に伴います文教厚生部門の質疑を終了いたします。

暫時休憩をいたします。

11時57分 休憩

13時15分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○小川豊年生涯学習課長**

先ほど、秀島議員さんの質問を保留しておりましたので、お答えをさせていただきます。

歌垣ロードレースでの過去の大会での救急搬送はあったのかということですが、平成21年度、第15回大会に1件救急搬送があったそうでございます。そのときAEDを備えておりましたけれども、状態がそれほどひどくなかったということで使わなかったということがございます。また、最近の大会では3台のAEDを準備しておりまして、救護車、それとグラウンド内の救護所、それと健康センター、この3つにAEDを置いているということで、救護車のほうは選手の後を走ってついていっているということです。

日程第3

**○白武 悟議長**

日程第3、議案第43号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

議案、国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の154ページを見ていただけますか。154ページの収入未済額が1億3,602万8,087円ということで書かれてありますけれども、この収入未済額の現年度分と過年度分についてどのようになっているのかということがまず第1点であります。

第2点目です。決算書の174ページをごらんください。備考欄の一番上に人間ドック等委託料として484万7,250円ということが書かれてありますけれども、この人間ド

ックの検査による特徴、検査結果などについてお尋ねします。

同様に、同じページの174ページの13委託料で30歳代健診業務委託料、特定健診委託料、特定保健指導委託料と、そして肝炎ウイルス検査委託料ということで4つ書かれてありますけれども、上の人間ドック同様、この検査をしたことによる特徴、また2次検査など出た状況があるようですので、その状況について説明をお願いいたします。

#### ○ 瀧上隆文住民課長

それでは、収入未済額の現年度分及び過年度分について申し上げたいと思います。一般被保険者国民健康保険税の現年度分でございます。収入未済額が4,043万9,863円でございます。過年度分が8,979万7,362円でございます。次に、退職被保険者の国民健康保険税の収納未済額の方でございます。現年度分が223万6,578円でございます。滞納繰越分が355万4,284円となっております。

以上です。

#### ○ 門田和昭保険専門監

人間ドック等の事業の結果ですけれども、前年度の実績といたしまして人間ドックにつきましては78名、脳ドックにつきましては228名の方が受診をされておるところです。

30代の健康診査の実績でございますけれども、集団健診を受けられた方が126名、肝炎ウイルスの検査を受けられた方が40名というふうになっております。

以上です。

#### ○ 秀島和善議員

収入未済額について説明をいただきましたけれども、この部分で国民健康保険被保険者資格証明書や国民健康保険短期被保険証の発行状況についてお尋ねします。国民健康保険被保険者資格証明書、国民健康保険短期被保険者証は前年度決算でどのように発行がなされてるのかお尋ねしたいと思います。

もう一点が、ページ数174ページでお尋ねしたのは、人数もですけれども、検査の結果の特徴をお尋ねしたところです。健診結果によってどのような症状や、また再検査などをする方が出られたのかという特徴をお尋ねしたいと思います。

#### ○ 瀧上隆文住民課長

まず、国民健康保険短期被保険者証並びに国民健康保険被保険者資格証明書の交付状況につきまして御説明を申し上げたいと思います。平成26年度3月末の現在でございますけれども、国民健康保険短期被保険者証の交付世帯が143世帯、国民健康保険被保険者資格証明書世帯が17世帯ということになっております。

以上です。

#### ○ 門田和昭保険専門監

先ほどの健診の結果につきまして、再検査ですか、要指導については、現在資料を持っておりませんので、後ほど御紹介したいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○秀島和善議員

もう一点だけお尋ねします。

国民健康保険被保険者資格証明書が現在17世帯、3月末時点で発行されてるということですがけれども、この17世帯には保育園生や幼稚園生、小学校、中学校の生徒・児童はいない世帯でしょうか。

#### ○淵上隆文住民課長

国民健康保険被保険者資格証明書世帯17世帯のうち、高校生以下の世帯に対しましては国民健康保険短期被保険者証の6カ月有効期限の分を交付しておりますが、その分については1世帯、この内数として1世帯がございます。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

秀島議員に申し上げます。採決終わってから答弁よろしいですか、答弁は。はい。それじゃ、そのようにさせていただきます。

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

暫時休憩。

13時25分 休憩

13時25分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

#### ○秀島和善議員

平成25年度白石町国民健康保険特別会計決算に反対の立場で討論をさせていただきます。

5月19日、全日本民医連が都内で記者会見を行い、経済的理由で受診がおくれ、56人が亡くなったことを発表しました。2013年国保など経済的事由による手おくれ死亡事例調査によるものです。全国の民医連加盟病院、診療所から報告された昨年1年間の事例を集計したものです。お金の切れ目が命の切れ目という現実、国民皆保険制度の保険証1枚で誰もが安心して医療にかかれるという常識が覆されようとしています。

8年目となった今回の調査の特徴は、無保険の患者が多いことです。保険料の滞納が理由で医療費全額を窓口で一旦支払わなくてはならない国民健康保険被保険者資格証明書を発行されている人を含めると、46%の人が無保険の状態に置かれていました。

手おくれ死の背景には、不安定な収入、雇用形態があります。今回の調査では、無職、自営業、非正規雇用が実に全事例の75%を占めています。

私は、町民への負担の強化ではなく、一般会計と財政調整積立基金から繰り入れて1世帯1万円の国保税の引き下げを提案いたします。国保には46%の世帯が加入し、町民の30%が加入者です。そして、現在は社会保険や共済保険であっても、全ての町民が間違いなく国保に加入してきます。この制度は、全国全ての自治体で危機に直面しています。しかし、町民の命綱としての制度の維持と保険税の町民負担の軽減は、待ったなしの緊急な課題であります。よって、私は、国保税の引き下げに向けて以下6点の内容を指摘いたします。

第1に、財政調整積立基金を活用して新年度の国保税の引き下げを実施するべきです。第2に、底をついた保険給付費支払準備積立基金を5年計画で積み立てるべきです。第3に、削減されてきた公負担を計画的にもとに戻すべきです。第4に、医師会、各医療機関の協力をとりながらジェネリック薬品の推進、強化を図るべきです。第5に、子供の医療費の無料化を高校卒業まで、脳ドック、人間ドック、特定健診の充実をさせるべきです。最後に、現在政府はTPPにおいてアメリカの民間医療保険の国内市場の割合を高くしようと企てられているが、加盟には絶対反対です。そのことを強調し、反対討論とさせていただきます。

#### ○内野さよ子議員

議案第43号「平成25年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成の立場で討論を行います。

平成25年度の白石町国民健康保険特別会計については、単年度歳入不足となり、翌年度の繰上充用金での補填が行われています。数年この常態化が進んでおり、このことは大変懸念材料となっています。赤字を少しでも少なくするという課題ではありましたが、平成25年度からは国保税率の引き上げにより400万円程度の単年度黒字にはなっています。国民健康保険税徴収率も年々上昇しており、大変努力されていることも事実です。今後も、保険給付費抑制のために住民健診受診の推進や健康指導にもさらに努めていただくこと、そして高齢者が元気で過ごしていただくように、また若い世代からの生活習慣病の対策など、今後さらに力を入れていただくように願うところです。議員の皆様方の御賛同をよろしくお願いいたします。

#### ○白武 悟議長

これより採決をいたします。本案は「平成25年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」であります。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第43号は認定することに決定しました。

#### 日程第4

#### ○白武 悟議長

日程第4、議案第44号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

決算書の179ページです。収入未済額が64万1,000円となっています。この内訳についてお尋ねしたいと思います。世帯数や人数をお示してください。及び後期高齢者医療保険短期被保険者証や資格証明書の発行状況についてもお尋ねいたします。

**○淵上隆文住民課長**

ページ数179ページの後期高齢者医療保険料の収納未済額64万1,000円の内訳を申し上げます。過年度であります平成24年度分が2件の18万9,200円、平成25年度分、現年度分が18件の45万1,800円でございます。合わせて20件の64万1,000円の収入未済額となっております。また、後期高齢者医療保険短期被保険者証につきましては2世帯に発行いたしている状況でございます。

以上でございます。

**○秀島和善議員**

後期高齢者医療保険短期被保険者証は2世帯ということですが、これは6カ月の短期の保険証というふうに理解していいのでしょうか。

資格証明書については説明ありませんでしたけれども、資格証明書の発行はなされていないという理解でいいのでしょうか。

**○淵上隆文住民課長**

後期高齢者医療保険短期被保険者証につきましては3カ月の有効期限でございます。また、資格証明書については発行をいたしておりません。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

**○秀島和善議員**

平成25年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書に反対の立場で討論をさせていただきます。

一昨年度から2カ年の後期高齢者医療保険料が大幅に引き上げられました。引き上げの内容を見ると、均等割率の前回からの上昇額が2,100円、4.43%アップ、所得割率が0.8ポイントの上昇となり、総額では前回保険料との比較で1人当たり年間平均2,875円の増額となっています。本町において辛うじて保険証無交付という状態はあ

りませんけれども、滞納が、23年の滞納件数が24件、65万4,906円となっています。24年度が16件、81万7,504円となっています。そして、25年度の滞納額は20件の64万1,000円です。ほとんどの高齢者が年金天引きの中、年間18万円以下の年金の低所得者は直接保険料を納入するシステムです。その方たちの滞納の実態です。以下、制度の根本的な問題点を6点指摘します。

問題点の第1は、75歳以上の後期高齢者は、給与所得者の扶養家族で今は負担0の方に新たに保険料の負担が発生することです。制度がスタートして軽減策が講じられていますが、仕組みは変わりません。第2に、保険料を年金天引きではなく現金で納める人にとっては、保険料を滞納すれば保険証から短期被保険者証に切りかえられ、保険証を取り上げられるということがあります。さらに、特別な事情なしに納付期限から1年6カ月間保険料を滞納すれば、保険給付の一時差しどめの制裁措置もあります。年金収入の少ない低所得者への厳しいペナルティーです。第3に、医療機関に支払われる診療報酬は他の医療保険と別建ての包括定額制とし、後期高齢者の心身の特性に相応し、診療報酬体系を名目に診療報酬を引き下げ、受けられる医療に制限を設けています。後期高齢者に対する医療内容の劣悪化と医療差別を招くおそれがあります。第4に、後期高齢者がふえ、また医療給付がふえれば、保険料値上げか医療給付内容の劣悪化、どちらかをとっても高齢者は痛みしか選択できない、あるいはその両方を促進する仕組みになっています。第5に、保険料は後期高齢者広域連合の条例で定めていることになるが、関係市町の負担金、事業収入、国及び県の支出金、後期高齢者交付金から成る運営財源はあるものの一般財源を持たない広域連合では、独自の保険料減免などの措置が困難になってくる。最後に第6として、広域連合議員の定数は制限されており、半数以上の市町から議員を出すことができない。しかも、その議員は各市町の長及び議会の議員のうちから選ばれることになっており、当事者である後期高齢者の意見を直接的に反映できる仕組みとしては不十分なものになっています。

以上のような制度の問題点は全てが根幹にかかわる内容であり、到底修正や一時しのぎの緩和策などでは解決できないものであり、一日も早く制度廃止を実行し、まずはもとの老人保健制度に戻すことが政府のやるべきことであり、かつ新年度の保険料の引き下げができるように国庫補助の増額を実施することを強く要望し、反対討論とさせていただきます。

### ○草場祥則議員

私は、議案第44号「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出の認定について」、賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

高齢者の方々が増大している現在、75歳以上の方と一定の障がいのある65歳以上の方々を対象としたこの医療制度は、なくてはならない制度だと思います。もともこの制度の精神は、若い人たちにそういうふうな負担を余り押しつけないと、そして老人の方にも少しは負担をしてもらおうというような相互互助の精神でできたものだと、そういうふうに思っております。よって、私は「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、賛成をいたします。議員の方々の御理解をお願い申し上げます。

○白武 悟議長

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。本案は「平成25年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」であります。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、議案第44号は認定することに決定しました。

日程第5

○白武 悟議長

日程第5、議案第48号「平成26年度須古小学校、福富小学校、白石中学校教育用・校務用パソコン等購入契約について」を議題とします。

質疑ありませんか。

○前田弘次郎議員

購入物品名のマイクロソフトオフィス2013、この中のソフトの内容が一点と、パソコン自体にマイクロソフトオフィスの2013が入ってる機種もあると思うんですが、その辺の価格を検討されたのか。こちらのほうでインストールしたほうがいいのか、それともインストールをする自体の金額が、ソフトが全部で5つですか、ありますけど、そのソフトを入れた、インストールした分の金額ですね、をお聞きしたいと思います。

○本山隆也学校教育課長

御質問の参考資料の中ほど以下、マイクロソフトオフィス2013、御承知のようにソフトのOSでございます。全てのパソコンに導入されているところでございます。金額的には117基分604万5,000円ということで承知しておりまして、別建てでの、OSを入れないところでの数字は承知しておりません。総額117台分604万5,000円というところでしか今現在のところ承知しておりません。

以上であります。

○白武 悟議長

前田議員、今の答弁でよろしゅうございますか。インストールする金額。暫時休憩します。

13時42分 休憩

13時44分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。御質問の件でございますが、購入に当たっては、どの機種がいいかということでパソコン本体、ソフトウェア等が入らない状態での検討をしております。

す。どの機種が子供たちに合っているかということで機種を選定した後に、どのソフトが必要なのかということで、こういうふうにマイクロソフトの2013、ワード、エクセル、パワーポイントが入ったものとか、また子供用のソフトウェアがありますので、そういうふうに機種を選定した後にソフトウェアの選定に入りますので、そういう手順があります。それで、あとインストールについてということについても、金額の中に入り込んだ形で対応してもらってるところです。機種選定が終わり、ソフトウェアの選定をし、インストールをして学校のほうに納入するということになっております。以上です。

**○前田弘次郎議員**

マイクロソフトオフィスのソフトはエクセルとワードが主だと思うんですけど、そのソフト自体がパソコンに入ってる機種もあると思うんです。その価格を検討されてソフトが入ってない機種に決めたということによろしいんですかね。検討されたということですね。最初からソフトが入っていたパソコンと入ってないパソコンと、これマイクロソフトのオフィス2013というのは結構入ってる機種が多いと思うんですよ。それが入ってる金額と入ってない金額の検討はされたんでしょうか。

**○本山隆也学校教育課長**

その件に関しては今御返答できませんので、後もってお返事したいと思います。申しわけございません。

**○白武 悟議長**

暫時休憩します。

13時46分 休憩

13時47分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○本山隆也学校教育課長**

時間をいただいております。ただいま聞きましたところ、マイクロソフトの中身につきましては、当初入札段階では本体だけの購入となり、またワード、それからエクセル、それからパワーポイント等のソフトについては別建てで購入したほうが安いということで検討させていただいております。大変申しわけありません。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○久原久男議員**

前回の白石町の小学校、中学校で電子黒板が購入されました。同じ会社が落札されたというふうに思います。このときの価格が2,082万円ということで、町内業者3社

が応札されて1社が辞退、2社は落札ということだったというふうに思います。今回も町内業者、辞退されたところが2社ということですが、商工業の発展あるいは町内業者の育成という観点から非常に残念に考えるわけですが、この件について副町長、考え方を。

### ○杉原 忍副町長

今回の指名競争入札で9社を指名いたしまして、お手元の資料のとおり、入札された方が3社しかいなかったということで、その指名の内容はどうかというお尋ねだったかと思います。今回は備品購入ということで、品物が入ればいいというふうな契約なんですけども、先ほど前問の中で、内訳がパソコンだとか、プリンターですか、あとはさっきおっしゃったソフト類ですね、を購入をいたしております。そういうふうな中で、うちのほうメーカーを、先ほどもありましたけども、特段細かくは指定しておりません。例えば、ごく一般的な、要はこの機種というふうな決め方しておりません。多分そうだったと思います。パソコンですと、多分3社か4社か、プリンターですと今国内業者四、五社メーカーさんあると思いますから、その中からどれでもいいですよと、応札してくださいよというふうな入札の仕方をいたしております。

それで応札をしたわけなんですけども、今回、9指名業者中3社しか応札がなかったと。それで、今回、町内業者さんも入ってございましたけども辞退をされたと。多分、昨年度、福富中だったですかね、のときは町内業者さんのうちの1社は応札をされたかと思っております。そういう中で、どうして応札されませんでしたかというのを、去年辞退されたときは、特段理由なく辞退はできるというふうにはなっておりますんで、推測なんですけども、今回落とされた業者さんというのが県内県立校、ほかの市町の小・中学校さんが入札されるときも、多分去年も何か話題に上がったようなことがあったかと思っております。うちのほう指名は、基本的にうちのほうに指名登録を希望された業者さんは極力入れております。極力入れておまして、その中で入札をしてもらうという形をとっております。もちろん町内業者さん入れております。町内業者さんにも頑張ってもらいたいということで入れておりますけども、なかなかその辺は競争入札ということで、今回特に備品の購入ということですので、特段差がないんですね。お値段だけの競争という形で応札する形にはなっております。今後もうちのほうとしては、皆さんどの販売業者さんも応札できるような仕様とか内容で入札に指名委員会等かけてまいりたいと思います。その辺よろしくお願いします。

### ○久原久男議員

今、入札には町内業者ももちろん入ってるということでございますが、そしてまた町外の方も入っておられるわけですが、今回は町内業者、次は町外業者と、そういうふうなことはできないものか、それが一点ですね。

それから、先生用のデスクトップパソコンとか生徒用のタブレットパソコンとずっと上がっていますが、それぞれの金額がわかれば。それぞれの金額がわかればお願いいたします。

### ○杉原 忍副町長

私のほうから前半の質問に対して、町内業者だけの指名とか、その次町外業者の指名はできませんかというふうなお尋ねがございましたけど、基本的に町内業者でそれだけの業者数がいらっしゃれば町内業者だけでもいいかと思えます。ただ、うちのほうは指名競争入札する場合は原則5社以上というふうにしております。そういうことで、それを満たさない場合は町外の業者を入れていくというふうな考えでいたしております。

以上です。

### ○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。それぞれのパソコンにかかわる単価と総額ということで申し述べたいと思います。生徒用です。単価が20万5,100円になります。40台購入しておりますので、総額が820万4,000円となります。これが子供たちが日常的に使う学習用のパソコンになります。校務用のパソコンになります。デスクトップになります。単価が16万8,000円、総額が1,226万4,000円になります。台数が73台となっております。残り3台分はノート用パソコンを購入させていただいておりますので、1台が、単価が16万5,000円になります。3台で49万5,000円となっております。

以上となっております。

### ○久原久男議員

そしたら、ソフト関係というのは別料金で購入するわけですか。学習支援ソフト、校務支援ソフトというのは別に購入するわけですか。

それから、副町長にもう一点、何回も言うようですが、特に町内業者の方、御支援と申しますか、配慮のほどを、副町長、副町長。副町長。最初から言います。特に何回も町内の業者の方を御支援をというふうな願いをするわけですが、2回に1回もできないということがございます。ただ、サービス面とかもいろいろあると思えますが、配慮のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

### ○杉原 忍副町長

大変失礼いたしました。物品購入に限らず、工事も含めて、町内業者を優先させるような入札方法で現在も行っていると思っておりますので、今後もこのような入札方法で行いたいというふうに考えております。

以上です。

### ○白武 悟議長

ソフトの関係。

### ○白濱正博主任指導主事

失礼いたします。先ほどのパソコンの金額になりますが、パソコンの機器本体の金額となります。それに児童・生徒が使うソフトウェア等の金額は別途、それからまた

サーバー等の他の周辺機器等も一緒に購入することになります。そしたら、申し述べたいと思います。教育用にサーバーが必要でございますので、単価が1台当たり60万円となっております。それを4台購入しております。あと附属でソフトウェア等になりますが、マイクロソフトオフィス2013のスタンダードの単価が1万1,000円となっております。その他必要に応じて、特に小学校等にはジャストシステムのソフトも入っております。子供たちの学習内容を充実させるためのソフトウェアになります。総額で、パソコンの附属品含めソフトウェアの総額になりますが、そちらのほうが4,104万円となっております。それがパソコンにかかわる周辺機器、ソフトウェアの合計金額となります。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○吉岡英允議員

私は、今回導入されるパソコンですね、パソコンが今後何年間使う予定なのか、またその期間に対する、パソコンはメンテが一番重要ですので、メンテに関する考え方をですね、それも含めての、今から5年使うもんねという、5年間はこの学映システムにメンテばさすもんねということで契約をされてあるか、その辺をお伺いしてよかですか。

#### ○杉原 忍副町長

パソコンにつきましては、5年間引き取り修理というふうなことを添付して入札をしております。メンテにつきましては、基本的なメンテはこの中に含まれております。壊れたときは修理に出すと、その修理代は5年間は無償ということになってます、パソコン本体の部分はですね。

以上です。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○大串武次議員

ちょっと関連もあるかもわかりませんが、一応、説明のときに26年から28年までの3カ年計画で購入をしていくという説明をしていただきました。今年度は3小・中学校で計画されていますけど、27年がどこどこで、28年がどこ小・中学校に計画されているのか。多分、更新だと思いますので、過去に入れられた年数でかえられたのか、そういう何か根拠があれば説明をしていただきたいと思います。

#### ○本山隆也学校教育課長

26年度につきましては、現在御説明しております3小・中学校でございます。27年

度につきましては、現在計画の段階ではございますけれども、有明地域の東小学校、西小学校及び有明中学校であります。再来年度の28年度につきましては、白石地域の須古小学校を除く六角、白石、北明小学校及び南小学校であります。地域的なこと及び金額的な面も配慮いたしまして、このような26年、27年、28年度の整備計画を立てさせていただいております。

以上であります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○川崎一平議員**

今回のパソコン購入ですけれども、更新なのか、それとも増設なのかというところをまず一点お聞きしたいと思います。

**○本山隆也学校教育課長**

先ほど副町長答弁のとおり、更新ということで、増設ではございません。

**○川崎一平議員**

更新ということであれば、今まで使われてた既存のパソコンがあるわけですが、これも、これの処分についてですけれども、今よく一般的には中古パソコン高価買い取りとか、その辺もありますけれども、どのような処分の仕方をされるということになるのでしょうか。

**○白武 悟議長**

暫時休憩します。

14時02分 休憩

14時04分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○白濱正博主任指導主事**

失礼いたします。更新で出てきたパソコンについてですが、これまでもそうだったんですけれども、子供たちの学習用として、または校務用の補助として使うことが可能になっておりますので、ここに出てきたパソコンについては町内の学校、必要に応じて学校のほうに渡して活用を図っていくというふうになります。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

今、計画的に3校ないし4校計画してるということですけども、先ほどの町内業者の量からいくと1校ずつでの見積もりとか、そっちが高くなるのか安くなるのか今のところわかりませんが、分割発注を検討されてはいかがでしょう。

### ○片渕克也企画財政課長

工事等においては、工事の請負金額でA、B、Cというふうな、級外とかというふうなそれぞれのランクづけをしておりますので、どうしても制限されます。例えば、大きな工事というのがあって、特Aクラスだとかというふうな場合がございます。そういった場合は分割して、金額を町内業者で請け負える限度額まで落として分割を発注するとか、あるいは1つ上、下まで調整して町内業者のみの指名で発注するとかというふうな場合がございます。

ただ、こういった備品等の購入については、金額に応じたA、B、Cクラスという、そういうのがまずございませんので、ある程度フリーな形になります。そうなりますと、工事等において積算上、若干発注者側からは割高になるにしても町内業者発注というふうな、そういうところを考案して分割してやるというふうなところもありますけども、こういったところは金額でこの金額まではAだ、Bだという、そういう制限がありませんので、町内、町外なく一括で発注するというのがどうしても数の論理からいきますと有利になると。そのことを個別に分割しても、さしたる町内業者が受注機会がふえるという、ま、機会は、回数はふえるかもしれませんが、そのことによって、先ほど町長が申しましたように町内3社程度取り扱う業者がございますけれども、それでも結局、金額が小さくなったから3社に限定して指名をしますよというふうなことはできかねるところじゃないかなというふうに考えてるところです。

### ○岩永英毅議員

この結果を見てみますと、5社以上ですか、の見積もりとなってますけれども、応札したのが3社ですよね。これで5社以上の条件になるのかというのを検討すべきじゃないかなと。そこら辺の入札のあり方、いつまでたっても町内業者の分割発注が、数のメリットを言われたら、町内業者は大手には勝てないという状況になっていくかと思えます。少し高くなっても、町内業者の納税のあり方、ほかの地域への還元、こういうものをメリットとして考えていくべきじゃないかというふうに思いますが、その辺、大きな観点に立って町内業者の育成というのも考えてほしいというふうに思います。町長で。

### ○杉原 忍副町長

今回、入札してる9業者さん、ちょっと私の不手際で申しわけありません、記載してる上のほうの3社は白石町の業者さんです。で、1社は応札をされております。上2つの業者さんは、私ども前のときから知ってる、県内一円で一生懸命営業されて白石に本店がある業者さんです。ですから、白石の業者さんであっても県内一円でこの業者さんが強くて、実際ほかの業者を負かして県内ではいろいろ事業されてます。そういうふうな事業実績がございますので、もちろん町内では町内業者さんなるべく

優先でいたしますけども、こういうふうな実績があるということで、入札今後も行っ  
てまいりたいと思っております。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第48号「平成26年度須古小学校、福富小学校、白石中学校教育用・校  
務用パソコン等購入契約について」、採決をいたします。本案に賛成の方は起立願  
います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第6

**○白武 悟議長**

日程第6、議案第49号「白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改  
正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

**○久原房義議員**

ひとり親家庭ということでございますが、町内にはひとり親の家庭の件数は何件ほ  
どでしょうか。それだけ。

**○堤 正久保健福祉課長**

ひとり親家庭の件数ということでございます。平成25年度末で254家庭ですね、そ  
れと現在の状況ですけれども、246家庭でございます。8件ほど減っておりますけど  
も、主な理由は転出ということになっております。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第49号「白石町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正

する条例について」、採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

14時13分 休憩

14時30分 再開

#### ○白武 悟議長

会議を再開します。

採決は済んでおりますが、学校教育課長のほうから答弁をいたします。

#### ○本山隆也学校教育課長

溝口議員の学校給食関係の納入金額の町内分について御報告申し上げます。24年度実績で申しわけございませんけれども、町内割合約63%、学校納入組合業者様としましては44業者様中ほとんどが町内業者、町外業者は4業者様ではございますけれども、学校給食会等、大きな金額等もございまして、63%というふうになっております。

以上です。

#### ○門田和昭保険専門監

先ほど、秀島議員のほうから人間ドックの結果、それに伴う特徴ですか、本町の特徴ということで御質問があつておりましたので、説明させていただきます。

個別健診で大体465名医療機関のほうに受診をされております。それから、人間ドック、脳ドック、これ特定健診も一緒にやっただいておりますので、この方たちは341名、合計の806名ということで、そのうち49人が要指導というふうなことで結果が出ておまして、その分指導もしていただいているというふうな状況です。

それから、特徴といたしましては、特定健診はメタボリックシンドロームに着目した検査を行っております。血圧については、正常値が本町におきましては25年度、24年度比較しまして59.1%が68.7%に上昇ということで、血圧についてはいい方向に改善されてるということです。ただ、血糖につきましては正常値の方が47.9%から37.9%に減少しております。そういうことで、また要指導群が46.9%から55.8%に上昇してるというふうな状況になってるところです。

以上です。

#### 日程第7

#### ○白武 悟議長

日程第7、議案第50号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

質疑ありませんか。

#### ○秀島和善議員

議案第50号、そしてその後の議案第51号、議案第52号と子ども・子育て支援制度に

係る内容で関連しておりますけれども、議案と一緒に担当課長から資料として提出していただいた子ども・子育て支援制度の概要というものでお尋ねをしたいと思います。子ども・子育て支援制度の概要でお尋ねしたいと思います。

ページ数4ページです。4ページに小規模保育事業の設備及び運営に関する基準ということで載っておりますけれども、このまず保育従事者というところを見ますと、A型は保育士、B型は保育士プラスの保育従事者と、保育士の割合は2分の1以上となっています。C型は家庭的保育者、括弧して家庭的保育補助者、米印で、必要な研修を終了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者というふうに説明書きがしてありますけれども、C型では保育士の資格がない者でもこういう内容で仕事ができる、実践ができるというふうになってることについて、極めてこれまでの公的保育施設のあり方についての後退につながるのではないかと考えますけれども、担当課長の見解はいかがでしょうか。

2点目に、同じページ数4ページの給食というところ見ていただけますか。給食の部分で、方法として自園調理として、括弧して外部委託可、連携施設、近接した同一系列法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関等からの搬入も可というふうになっております。ということは、自園方式でなくても、保育園以外、施設以外から給食を持ってこることも可能になってくるというふうに理解していいのでしょうか。

ページ数5ページです。ページ数5ページで、耐火基準として、保育室等を2階以上に設置する場合は耐火、準耐火建築物であることということで、消火器の消火器具、非常警報器具、2階以上の保育室等の設置の場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備を求めるというふうにあります。ということは、この施設については3階や4階など一定高い高層ビルの一室に保育室を設置することも可能になってくるということが予測されますけれども、この点についての担当課長の見解はいかがでしょうか。

6ページです。6ページの家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準ということで、屋外遊戯場というところを見ていただけますか。屋外遊戯場、同一敷地内に遊戯場等適当な広さの庭としてありますけれども、その下に米印で付近の代替地も可ということで、これはその施設の中に遊戯場がなくても、屋外遊戯場がなくても可能であるということを示しているというふうに私は理解しましたけれども、そのような理解でいいのかというところです。

最後の質問になります。12ページの上乗せ徴収等の徴収ということで、説明欄には、施設事業者は法に定める利用者負担を受領するものとし、その上で、それ以外に実費徴収、実費以外の上乗せ徴収をすることができるとありますけれども、これは実質保育料の負担がふえることにつながるのではないかと考えますけれども、担当課長はどのように認識をされてるのでしょうか。

以上、お尋ねをいたします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

まず、新制度の概要の4ページでございます。小規模保育事業の設備、運営に関する基準の中の保育従事者、これは国の基準に従うべき基準というふうになっておりま

して、これ以上の基準でもいけないし、これ以下の基準でもいけないということになっております。小規模保育事業の中のA型、B型、C型というのは、利用定員の中での区分分けというふうになっているかと思っています。A型というのが20人以上の保育所により近いものと。C型というのが5人以下の家庭的保育事業により近いものと。B型というのがその中間に当たるということでございます。

これまで小規模保育事業については国の助成対象の事業になっておりませんでしたけれども、今回、この新制度により助成の対象になるものでございます。それで、現状、託児所とかそういうところにおいても、保育士であったり保育従事者であったり、そういう事業の中で実施をされているかと思えます。この保育従事者の資格認定についてですが、現状の託児所、小規模の託児所ですね、そういうところの基準とほぼ、託児所の基準というのは余りないんですが、そこ余り変わらない運営体系というふうに思っているところでございます。

それから、同じ4ページの給食の方法で自園調理が外部委託が可能かということでございます。キッチン程度のものを想定されておりますけれども、これについては外部委託が可能ということになっております。でき得るのならば連携施設、この事業については3歳未満が原則対象ということになっておりますので、3歳になったら認可をされている保育園、幼稚園のほうに通園するというようなことになっております。そういうことで、その連携施設からの給食の搬入というのも可能ということになっております。

耐火基準ということでございますが、5ページの耐火基準、これも従うべき基準になっておりますが、2階以上ということは3階も4階もあるのかということでありまして、都市部ですね、駅前のビルとかそういうところになりますと3階、4階というような場合もあろうかと思いますが、白石町においてはそう2階以上の部分があるということでは認識をいたしておりません。ただ、3階、4階は可能ということでございます。ただし、そこにある耐火の基準は満たすこととなります。

6ページの家庭的保育事業の設備、運営に関する基準、この中で屋外遊戯場、参酌することになっておりますが、適当な広さの庭ということになっております。付近の代替地も可ということでございます。家庭的保育事業につきましては、5人以下の保育所と、保育をすところというふうになっておりますけれども、考えられる分については、一般質問等でも空き家等が出ておりましたけれども、空き家等を活用して保育施設をつくると、整備すところとか、保育者の居宅において保育をすところとか、そういう場合に適用される事業の名称になっております。この場合については、屋外の遊戯場、庭程度のものが想定をされるわけですが、付近の代替地も可能と。付近と言ったらどのくらいなのかというのは、今後示されていくのかなというふうに思っているところでございます。

12ページですね、12ページ、上乗せ徴収等の徴収と。これは国の基準に参酌することとなっておりますけれども、保育料とは別に、現保育園においても幼稚園においても実費徴収、その他の負担を保護者の方にはお願いをしているものでございます。例えば、保護者会の会費とか、秋、春の遠足の経費とか、そういうものを実費徴収をしているわけでございます。あと、保育の部分については、個人的な使用に係る保育用品、

こういうものについてはやはり実費徴収が適当ということになるかと思っておりま  
す。例えば、お絵描きをするクレヨンとか、全員で使うものであれば、それは園とか  
保育施設、幼稚園において購入すべきものでしょうが、個人が使用する、おうちに持  
って帰ったりして使うとか、そういうものについては実費徴収が必要ではないかとい  
うことで、そういうものの徴収ということになっております。ただし、実費徴収を行  
うためには保護者にきちんと説明をして、保護者の同意を得た上で実費徴収ができる  
旨基準に定められております。

以上、御質問になった件についてお答えをいたしました。

#### ○秀島和善議員

関連して、先ほどの資料の4ページの小規模保育事業の設備及び運営に関する基準  
のところ、C型の場合、いわゆる5人未満の場合は保育士の資格を持ってなくても  
可能だというふうに理解していいのでしょうか。

#### ○堤 正久保健福祉課長

4ページの小規模保育事業のC型、家庭的保育事業ではなくて小規模保育事業にな  
ります。家庭的保育事業については5人以下、C型の事業については6人以上とい  
うことになります。この場合における保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有  
する者という基準になっていることとございます。同等以上の知識及び経験というこ  
とになりますと、佐賀県でありますとか白石町が独自に行うこととなることとなるか  
もしれませんが、研修を実施するとか、連携施設における保育の研修をしていただ  
くとか、そういうことでの家庭的保育者という位置づけかと思っております。

以上でございます。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

#### ○岩永英毅議員

そしたら、今の条件あたりを聞いていますと、今保育園を運営されてる業者とい  
いますか、方が、自分の自宅がそばにあると。その場合、また別にC型の5人以下で  
すか、そういうのを併設できるわけですかね。ダブル運営といいますか、で、自宅も少  
し改造するから適用になった分、補助金をというようなことができますかね。

#### ○堤 正久保健福祉課長

現状の白石町で申し上げさせていただきたいと思っております。現状の白石町にお  
いては保育園が8園ございます。ゼロ歳から就学前ですね、その児童を預かるというこ  
とになります。例えば、同一敷地内であれば、それはその施設の増設というふうに見  
るべきではないのかなというふうに思います。ただし、ごめんなさい、固有名詞はいけ  
ませんが、幼稚園がございまして。幼稚園については3歳以上就学前というのが幼児教  
育の手法になってるかと思っておりますが、その幼稚園が3歳未満の子供を受け入れ

るべく同一敷地内に小規模保育所を開設するというようなことは可能かと思っております。

以上です。

**○岩永英毅議員**

同一敷地内、あるいは敷地外だったら完全にオーケーということですかね。今の8園の枠外に、例えば私がその場所に、全然番地も何も違うところに5名以内をつくと、開設したいと、それはいろんな問題ないわけですかね。

**○堤 正久保健福祉課長**

小規模保育事業というよりも保育園分園に近い事業かなと思っておりますが、そこは保育園を運営される方の考え方だと思います。保育園の分園として設置をするのか、小規模保育事業として事業を実施なさるのかということ、その事業者の判断によって違ってくるのかなと思っておりますが、その地域での需要の見込みというのも非常に関連をしてくるのかなと思っております。例えば、A地区のほうが児童数が多くて保育園、幼稚園になかなか入れないというようなときに、じゃ、私がそこに小規模保育所をつくりたいというような場合もあろうかと思っております。そういう場合は小規模保育所になろうかと思っております。

以上でございます。

**○前田弘次郎議員**

C型のとこですけれど、自分の子供を2人持ってこの事業はできるんですかね。例えば、ゼロ歳児と1歳児を持つてる保育士の方が家庭的保育はできるんですかね。

**○堤 正久保健福祉課長**

その基準まではしっかり出てないかと思っておりますけども、現在行われてる家庭的保育事業では自分の子供については事業の対象外と。通常自分の育児というふうに数えられてるように承知をいたしています。

以上でございます。

**○前田弘次郎議員**

例えば、自分の子供とほかによその家庭を1人連れてきたら、それでできるということ考えてよろしいですか。

**○堤 正久保健福祉課長**

自分のお子さんはカウントはできないですね、通常の育児。知り合いの方とか、そういう方のお子さんをお預かりする分については、C型の場合は6名以上ですので、結構集めてこんばらんということになります。家庭的保育でございますと、5名以下ですね、2名から5名までが対象になりますので、そういうところで対象になろうかと思っております。

以上でございます。

### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

### ○内野さよ子議員

済みません、今回の議案第50号も議案第51号についてもですけれども、この背景には子ども・子育て支援法という法から成るもので、すごい膨大な量があると思っています。80条ぐらい多分あったと思いますけれども、今回はこの議案第50号についても3条でごくごく簡単にまとめてありまして、せっかく支援制度ができるならば、もう少し中身を追求してもらって白石町独自の条例にしてもらったらよかったなと個人的にはちょっとと思っています。ただ、支援制度で条例をつくっていただくことに関してはとてもよかったんですけれども、例えば1条、2条、3条、1条は絶対必要ですけど、2条については、例えばこの事業名の名前をぽっと入れとったほうがこの条例がより浮き出てくるのかなと、白石でやるものはこれなのかというのがわかるのかなと、そういうふうなことを1人で思ったところでした。ほかの市町村はわかりませんが、そういう案は出なかったのかどうか、1点目をお願いします。

それから、1条の、この条例は子ども・子育て支援法、昭和24年、これは平成ですね。それから、2条の、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による、この用語の例によるというところがバックに支援法の莫大なものが入っているのかなと思います。用語の例によるというところはそんな考えでいいのかということと、それから第3条については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、というところまでの文章と、それから先の、基準は（平成26年）、この文章は全く同じになっているので、町と国の法律の違い、町がこうで国がこうというのを示してあるんだと思いますが、3条についてはわかりにくいので、白石町については、ここに例えば白石町特定教育と3条の次に書いてあればより文章がわかりやすいのかなと、自分でそういうふうなことを思いながら見ていたところでした。

そういうふうなことを思いながらですが、後の議案第51号についても質問がよいのであれば、ま、合わせてみんななっているんですけれども、概要のページ3ページになりますが、居宅訪問型保育事業というのがあります。これの形態というところで、保育を必要とする居宅において1対1を基本とするきめ細かなというものになっています。保育をという文章で始まっていますけれども、このきれいななるほどブックの中には障がい、疾患という言葉が入っています。そういう、白石町についてはただ単なる保育、どなたでもいいというようなことになるのかな、私の理解不足かもわかりませんが、そういうふうなのを感じたところでした。

それから4点目に、4ページですけれども、概要の4ページですが、先ほど秀島議員のほうも言われましたが、ちょっと出てましたが、給食に関しては、他の方に給食をあげるということになりますと、これには書いてないですが、例えば普通の給食施設ですと健診とか健康診断とか、あるいは検便とか、そういうふうなものが入って

るのかなと思いますが、これの背景にはそういうふうなものも含まれているのか、まずそこまでお願いします。

### ○堤 正久保健福祉課長

まず、1点目の御指摘でございます。案のほうに書いておりますけども、基準を定める条例案の第1条ですね、子ども・子育て支援法、昭和となっておりますが、御指摘のとおり平成24年、ここについては所要なことを講じたいというふうに思います。

それと、第3条のことですけども、議員おっしゃるとおり、前段の特定教育という基準については白石町の基準ということでございます。意味的には、白石町の基準は国が定める基準とするというようなことで御理解をお願いをしたいというふうに思っております。

それから、小規模保育事業者の資料の中の4ページでございます。自園調理の中での検便というふうなことになろうかと思いますが、児童に、乳幼児に食事を提供する者については、検便は必要な項目に上がっております。自園調理にしても、外部委託、連携施設についても、その調理室の設置基準というのは満たしていただく必要はあるということになります。

以上でございます。（「居宅訪問型保育の障がい、疾患という表現」と呼ぶ者あり）

資料の3ページの一番下、緑色になっておるかと思いますが、居宅訪問型保育事業、1対1が基本ということになっております。基本的には、保育園に通所できないとかそういうことで、ほぼ保育が必要な日において保育が必要な方を行うということになります。単発的に居宅訪問型保育事業が受けられるということではございません。毎週月曜日に受けたいと、そういう保育の事業にはなっておりません。基本的には、この特定施設にしても家庭的保育事業等にいたしましても、保育の認定基準というのが必要になります。認定基準といいますのは、今申し上げたこの議案第50号に該当するものについては、満3歳以上で保育の不要、必要ない方ですね、の1号認定、それと満3歳以上で保育の必要な方、これが2号認定、それから満3歳未満で保育の必要な3号認定というのがございます。この認定を受ける必要がございます。この家庭的保育事業、4事業ありますけども、ここについては3号認定を受ける必要がございます。原則3歳未満ということになりますので、3号認定を受けるということになります。その認定を行う者については、今認定の基準について考えを行っているところですけども、これについても国の基準等を参酌していきたいというふうに思っているところでございます。ですから、議員御質問の居宅訪問型保育事業については、常時保育が必要な方ということで理解をしていただきたいと思います。

以上です。

### ○内野さよ子議員

3歳未満ということで常時保育が必要な方といいますと、保育を必要とするお母さんが、例えば今現在嬉野と江北に病児保育というのをされていますが、そういうふうなものもこれに該当に今後はなっていくのかどうかというのもちよっと思ったところ

でした。

それと、先ほど、この条例に関して課の中で、もうちょっと白石町独自の条例案をつくるべきじゃなかったのかなというのは出なかったのかどうかというのをお願いします。県内ではどうか全然わかりませんが、私は個人的にはもう少し、せつかくの法令ができてせつかくの条例だったので、もう少し中身が幅広く、せめて何条か、五、六条ぐらいに、事業ぐらいは入れてもらいたかったなというふうに思っています。その2点お願いします。

#### ○堤 正久保健福祉課長

御質問の病児、病後児保育は居宅訪問型保育事業なのかということでございます。病児、病後児保育については、通常、いわゆる保育園とか小規模、家庭的保育事業等に通所をされている乳幼児が病気になった場合に、またその回復期にあるときに、病児、病後児保育室で安静にして保育を受けていくという事業でございます。それにつきましては、今回の議案第50号の事業ではなくて子育て支援事業のほうの事業になってまいります。

それと、白石町独自の条例の記載になれなかったのかということでございます。白石町独自の基準と申しましても、施設を運営されてる方に給付を行うわけですが、国の基準を下回るわけにもまいりませんし、国の基準以上に厳しいといえますか、基準を設けると、そこでしか、白石町の基準でしか交付できないというふうなことになってまいります。この基準に基づいて白石町が確認をして、議案第50号については給付をするということになります。議案第51号、議案第52号については事業者の認可を行うということになります。ですから、白石町独自のというよりも国の基準に従って、この基準ということでの基準を定めたということでございます。なかなかわかりづらい、もう一個国の基準を見ないとわからない条例になってしまいましたけども、そういうことで御理解をしていただきたいというふうに思います。

#### ○内野さよ子議員

基準に何をとかじゃなくて、それも入れてもらえばこしたことはないんですが、事業の内容というのは白石町でするのは決まっていると思うんです。認定こども園、幼稚園、保育所、家庭的、4つですね、そういうふうなものの事業を、これについて白石町は行うというようなことを私は思っていました。そうでないと、この条例が何の条例なのかという中身がよく見えなくて、ということをおっしゃるので申し上げたところでした。

一番最初に言いましたが、2条の用語の例によるというところ、そのところ説明をお願いします。いろんなものが入っていると思いますが。

#### ○堤 正久保健福祉課長

まず、議案第50号の用語の例によるという2条の規定ですけども、国の基準で定義だけで全てで22項目ございまして、その言葉が全てその法律に規定する言葉ということでの定義ございまして、白石町の運営基準にその用語の定義をいたしまして

も、法律を参照しないと用語の意味といいますかね、そういうところが理解できないということになってこようかと思っております。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○西山清則議員**

先ほど言われましたけど、基準に関することでもありますけども、社協のゆめてらすで行われている地域子育て支援とか一時預かりですね、基準からすればどうかなと思いますけど、今一時預かりでも月に13日とか、その後はあとファミリー・サポート・センター事業とかで行われていますけども、これをニーズに合わせるといったら13日じゃなくてもっと多く預けられないのかなと思いますけど、その辺はいかがですか。

**○堤 正久保健福祉課長**

現在、社協のほうに委託して交流館で行っておりますゆめてらす地域子育て支援事業ですかね、ひろば型を実施と、あと一時預かり事業ということで実施をしております。この事業については、今回の提案をしております条例の対象とはなっておりません。子育て支援事業というふうな方向になっております。一時預かり事業の日数をもっとふやしてほしいということでございますが、当然ふえれば、そこは保育所の2号認定なり3号認定を受けていただいて、ここに示しております居宅訪問型以上の家庭的保育事業と特定地域型保育事業の事業のほうで保育を受けていただくということになります。あくまでも一時預かり事業については13日以内ということになっているところでございます。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○秀島和善議員**

担当課長にお尋ねしますけれども、昨年9月の定例議会で子ども・子育て会議が成立しましたけれども、あの時点では私は反対をいたしました。その会議の中で、今回提案されている子ども・子育て支援制度の概要というものなどが具体的に話し合いとしてなされてきたのかどうか、どういう会議が今日までされてきたのか、その点と、この新制度は来年4月、新年度から実施を具体的になされようとしているのかということについてお尋ねします。

**○堤 正久保健福祉課長**

昨年9月に条例を承認いただいて白石町子ども・子育て会議を設置したわけでご

ございます。第1回目が25年11月13日に開催をいたしまして、委嘱状の交付、それとアンケートの内容を確認していただいたところでございます。それから、第2回目が平成26年3月18日に開催をいたしまして、アンケートの集計結果等々の報告をいたしたところです。第3回目については、議員のお手元にあります新制度の概要ということで御説明を申し上げて、国の基準どおりで白石町の基準とするということで御確認をいただいて、第4回目に、8月26日に4回目を開催しまして、この条例案について基準どおりにやっていくということと、そこの意見の中では、保護者の選択肢が広がるということで、この事業について非常に取り組んでいただきたいというふうに、事業者も応募をしていただいて取り組んでいただけたら非常に保護者の選択肢が広がるということと言われております。

以上でございます。

**○白武 悟議長**

ほかに質疑ありませんか。

**○岩永英毅議員**

先ほど、元号の訂正をされましたけれども、議案第52号のほうを見てみますと、児童福祉法は昭和22年からなんですよ。支援法は平成24年で間違いないですよ。

それと、法の施行の日からということは、昭和24年に戻るのか、平成24年に戻るのか、多分平成が本当かなとは思いますがけれども、そこの辺があるから、年号の訂正はぴしっと議事録に残して訂正しておかないといけませんので、そこら辺は議長確認をよろしくお願いします。議員の皆さんの分、差しかえんでいいのか、自己訂正でいいのか、そこら辺の運営といいますか、そういう判断をよろしくお願いします。

**○白武 悟議長**

暫時休憩します。

15時13分 休憩

15時14分 再開

**○白武 悟議長**

会議を再開します。

**○鶴崎俊昭議会事務局長**

さっき、本会議場の発言で会議録に残るものですから、事務局といたしましては、採決の前に議長提案で、昭和24年を平成24年に修正したいと思います、御異議ありませんかと同意をとって、異議なしということをお願いしましたら、それから平成24年という修正後のあれで原案のと通りの採決で持っていきたいと思っておりましたが。

**○白武 悟議長**

今のお問いは、採決の前に議長が、昭和24年を平成24年に修正したいと思います、御異議ございませんかと1項目を入れて採決をしたいというふうに思いますが、よろ

しいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい。

### ○岩永英毅議員

それに伴いまして、施行の日から、これは白石町の条例ですから、実態として今さかのぼらないかんということはないと思いますんで、この決定の日からとか、条例制定の日からとか、施行を考えたほうがいいんじゃないですか。これは白石町の条例ですから、例えば実態としては今ないわけでしょ、小規模にさかのぼって適用せないかんよというようなところは。今は待機児童もないし、ないという報告を受けてますので、それはないと思いますので、さかのぼってする必要はないと思いますんで、24年までさかのぼらんで26年度の4月から施行するとか、今26年度ですから27年度の4月1日からするとか、そういうふうなことでもいいんじゃないかなと。あるいはことしの4月にさかのぼるとか。

### ○堤 正久保健福祉課長

議案第50号から3つの議案についての施行日でございます。子ども・子育て支援法の施行日からといたしておりますことについては、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の附則第1条第2号に掲げる規定の日の属する年の翌年度の4月1日までの間において政令で定める日とされております。第2条に掲げる規定の施行の日の属する日というのは、現行では消費税法の改正法では平成27年10月1日というふうになっております。27年10月1日の属する年の翌年の4月1日までに政令で定める日が施行日と、子ども・子育て支援法のですね。で、子ども・子育て支援法そのものがまだ施行を、公布はされておりますけども、施行をされてない状況で、私どもといたしても平成27年4月1日施行になるのか、もしくは消費税関連でございますので国のほうの考え方になろうかと思いますが、28年4月1日になるのか、その法律をまた改正して変わった年度になるのか、十分にわからないところが多いわけでございます。ただ、国のほうでは現在、27年4月1日に向けてというようなことでの話があっております。

まだ施行日も決まってないのという話で条例という話になろうかと思っておりますけども、この条例の基準を示すことによって、現在運営をされている保育園、幼稚園については、この事業にのる、のらないというのを早目に決断をしなければならぬと。それから、新しい新規の事業者についても、この事業にのる、のらない、そのためには設備をどこまでせんばいかんかというのがはっきりしないと事業者さんもですね、来年の4月からという、例えば3月にこがんせんですかという話にはなれませんので、こういう条件を満たせば認定をすることができますし、給付も受けることができますよという啓発等も行っていく必要がございます。そういうこともあって、まだ法律も施行されておられませんし、この条例についても法の施行日ということをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

回数終わっております。入ってますよ、本会議。いや、もう質疑……。

暫時休憩します。

15時19分 休憩

15時20分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○堤 正久保健福祉課長

議案第50号については、第1条で子ども・子育て支援法、今度は訂正お願いしますが、平成24年と入っておりますので、以下、法ということでしておりますので、子ども・子育て支援法の施行の日からということで記載をしているところでございます。

以上でございます。次の2つには、前の法律の年号と番号が書いてないということでございます。

○白武 悟議長

暫時休憩をし、3時40分から再開をいたします。

15時25分 休憩

16時25分 再開

○白武 悟議長

会議を再開いたします。

○田島健一町長

今議会において提案いたしております議案第50号、議案第51号、議案第52号の3件につきましては撤回をさせていただきます。

○白武 悟議長

先ほど、町長のほうから申し出がありましたけども、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということで取り計らいをいたします。

日程第10

○白武 悟議長

日程第10、議案第54号「平成26年度白石町一般会計補正予算(第3号)」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しをください。

まず初めに、1ページから歳入14ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、歳出に入ります。

18ページから42ページまでの文教厚生部門について質疑ありませんか。

#### ○溝上良夫議員

25ページ、塵芥処理費、佐賀県西部広域圏組合負担金88万5,000円の減ですけども、これ説明で海外研修が行われなかったということですけども、行われなかった真意ですね、今どき海外研修余りはやらないと思いますけども、そういうことで取りやめになったのかどうか、真意が伝えられているのかどうか、知っていればお答えをお願いいたします。

#### ○門田藤信生活環境課長

補正予算書25ページの佐賀県西部広域環境組合の負担金88万5,000円の減額の件でございます。西部広域環境組合負担金につきましては、御承知のとおり、総務議会費負担金、事業費負担金、それと環境行政先進地視察研修旅費負担金から構成されておりました。今回の補正につきましては、組合のほうでことしの2月の定例会の折に、環境行政先進地視察研修の旅費、これは海外研修になっておりましたけども、についての組合議員さんの方からの修正決議がなされておまして、今回の補正において減額をいたしてるところでございます。組合自体の予算につきましてはこの2月の定例議会の折に修正されておりましたけども、市町の負担金については今回の補正により対応をしているところでございます。

#### ○溝上良夫議員

それ以上詳しいことはわからないということですね。どういう経緯で中止になったのかということは聞かれてないわけですね。聞かれてなければいいです。

#### ○門田藤信生活環境課長

経緯等についての詳細については、私まだ承知しておりませんでした。済みません。

#### ○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、補正予算に伴います文教厚生部門の質疑を終了します。

#### 日程第11

#### ○白武 悟議長

日程第11、議案第55号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第55号「平成26年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

## 日程第12

### ○白武 悟議長

日程第12、議案第56号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第56号「平成26年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決をいたします。本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

18日も議案審議となっております。

本日はこれにて散会いたします。

16時33分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月17日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 内 野 さよ子

署 名 議 員 西 山 清 則

事 務 局 長 鶴 崎 俊 昭